

産業環境委員会報告資料

令和7年7月4日

報告事項件名	頁
(1) 環境基本計画の策定に係る環境審議会の審議開始について	2
(2) 資源持去り防止対策の実施結果について	14
(3) 令和6年度廃食油回収の実施結果および令和7年度の方針について	18
(4) 家庭ごみ排出量及び資源化量、資源化率について	20
(5) プラスチック分別回収モデル事業の実施状況について	24
(6) プラスチック分別回収に係る世論調査（小規模調査）の結果について	26
(7) ごみ屋敷対策の実施結果について	29
(8) 落書き対策の実施結果について	33
(9) 不法投棄対策の実施結果について	36
(10) 公害苦情相談と環境調査結果について	42

(環境部)

産業環境委員会報告資料

令和7年7月4日

件名	環境基本計画の策定に係る環境審議会の審議開始について
所管部課名	環境部環境政策課
内容	<p>令和7年度第1回環境審議会において第四次足立区環境基本計画策定を開始したため、以下のとおり概要を報告する。</p> <p>1 環境審議会開催日時・出席委員数</p> <p>(1) 開催日時 令和7年5月26日(月) 午後2時から午後5時まで</p> <p>(2) 出席委員数 15名の委員のうち13名出席</p> <p>2 環境審議会への諮問 第四次足立区環境基本計画の策定について環境審議会に諮問を行った。</p> <p>3 審議事項と主な質問等</p> <p>(1) 第四次足立区環境基本計画の策定について</p> <p>ア 上位計画の理念「ウェルビーイングの推進」を環境の視点から実現(別紙1、2)</p> <div data-bbox="491 1234 1444 1534" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【主な意見】</p> <p>① ウェルビーイングの推進とともにSDGsの目標とのつながりも意識した計画としてほしい。</p> <p>② ウェルビーイングは広い概念であるが、環境の視点からの推進においては、環境活動の利点や価値をわかりやすく発信し区民の共感を得ていくべき。</p> </div> <p>イ 子ども・若者の意見集約 区の情報収集ツールを活用したアンケート実施や若者会議の開催により、子ども、若者の意見を集約し、計画に反映させる。</p> <div data-bbox="491 1682 1444 1832" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【主な意見】</p> <p>① 若者が自分も自然環境の中に身を置きたい、自然とともに暮らしたいと思えるような啓発策を打ち出してほしい。</p> </div> <p>ウ 現行計画の進捗から見える課題の対応策 現行計画では環境意識や行動に関する指標の達成率が低い。</p> <p>① 施策の効果が区民の意識に十分結びついていない。</p> <p>② 特に若い世代で環境への意識が低い傾向がみられる。</p>

(参考) 区民の環境意識関連の主な指標と 2024 年度目標に対する達成率

指 標	達成率	若者
① 自然環境を大切にすることを心がける区民の割合 (成果指標)	59.8%	39.0%
② 省エネルギーを心がけている区民の割合 (活動指標)	73.0%	57.1%
③ 環境に配慮した製品を選んで使っている区民の割合 (活動指標)	77.1%	48.5%

【主な意見】

- ① 区民の環境意識啓発を担う環境情報プラザの規模が小さい。広い啓発施設を設けることを検討してほしい。
- ② 環境フェアはさまざまな団体の発表、つながりの場としての役割がある。環境基本計画で再開を盛り込んでほしい。
- ③ あだち再生館はなくなったが、環境情報プラザでは、出張講座など、代わりとなる事業が実施されており大変助かっている。このような取組みを充実させてほしい。

エ 専門部会の設置

区の課題への対応や新たな目標等について、専門部会を設置し、考え方を整理する（9月、11月に開催予定）。

(ア) CO₂削減目標・方策検討専門部会

国や東京都が新たに示した 2035、2040 年度の目標などを踏まえ区の新たな目標値や実現に向けた方策を検討する。

(イ) 意識啓発・行動変容専門部会

現行計画の進捗から浮き彫りになった課題である、若年層の意識啓発や行動変容を促す仕組みについて検討する。

オ 計画の柱立て (案)

(別紙 3)

(2) 環境基本計画に包含する計画の整理について

(別紙 4)

(3) 次期二酸化炭素排出削減目標に係る検討材料の共有について

(別紙 5～9)

【主な意見】

- ① 二酸化炭素削減策については、区単体の事業による効果は限定的であるため、国や東京都の施策への連携などを検討していくべき。

4 策定に向けたスケジュール

令和7年5～9月	若者の意見集約 ① 区ホームページでのアンケート実施 ② 公募による若者会議実施 ③ 高校へのアウトリーチ型若者会議実施
令和7年9～ 令和8年9月	専門部会の実施及び環境審議会での審議
令和8年9月	答申
令和8年10～11月	パブリックコメント実施
令和9年1月	パブリックコメント結果 産業環境委員会報告予定
令和9年2～3月	第四次環境基本計画完成予定

5 環境審議会次回開催予定

令和7年9月1日（月）午後1時30分から

6 今後の方針

二酸化炭素削減目標の設定と目標達成に向けた方策及び、若者の行動変容といった新計画策定における重点課題については、専門部会を設置し検討を進めていく。

ウェルビーイングとは（足立区基本計画より抜粋）

世界保健機関（WHO）による健康の定義

「病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態にあること」
 (Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.)

国連総会で採択されたSDGs宣言文「目指すべき世界像」

「身体的、精神的、社会的福祉（ウェルビーイング）が保障される世界」として記述

教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）に定義

「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念」

足立区基本計画の理念（ウェルビーイングとSDGsの一体的な推進）

「ウェルビーイング」と「SDGs」は、それぞれが別個に独立したものではなく、密接に結びついており、どちらが欠けても一人ひとりのQOL（生活の質）や満足度、幸福感を上げることができない。

区では、「個人のウェルビーイング」を「個人の幸福感が満たされた状態」、「社会のウェルビーイング」を「よりよく生きるための社会が実現した状態＝SDGs ゴール全てが達成される社会」と定義し、それぞれが相互に高めあう関係であると位置付け、各施策を進める際には、個人・社会のウェルビーイングの双方を向上させるとともに、相乗効果を最大限発揮できるように取組を進め、人と社会が調和し、持続的に発展していく魅力ある地域社会を実現していく。

個人の

ウェルビーイング

個人の幸福感が満たされた状態



社会のウェルビーイングが達成されていく中で、個人のウェルビーイングが実現していく。



社会の

ウェルビーイング

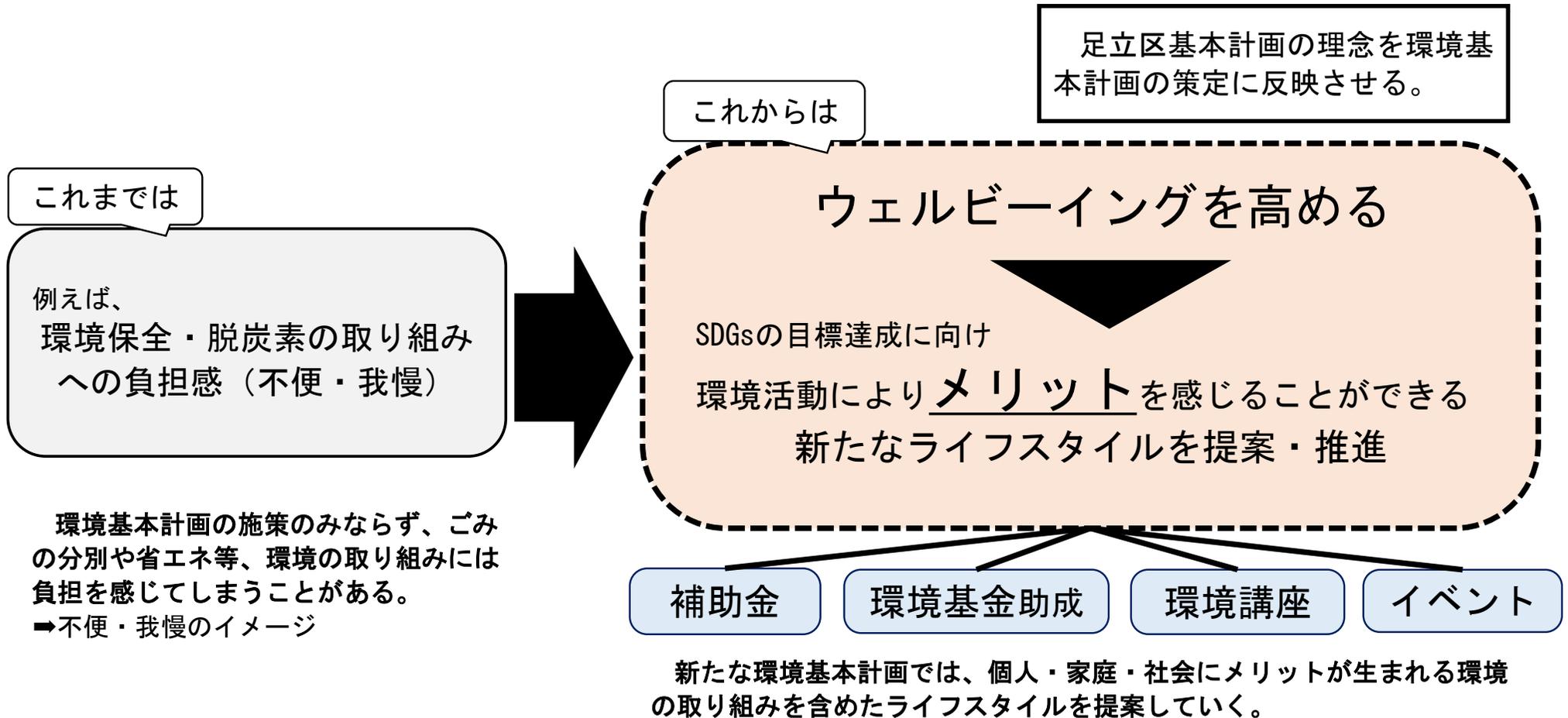
よりよく生きるための社会が実現した状態



SDGs ゴール全てが達成される社会



足立区基本計画の理念に基づく足立区環境基本計画策定のコンセプト

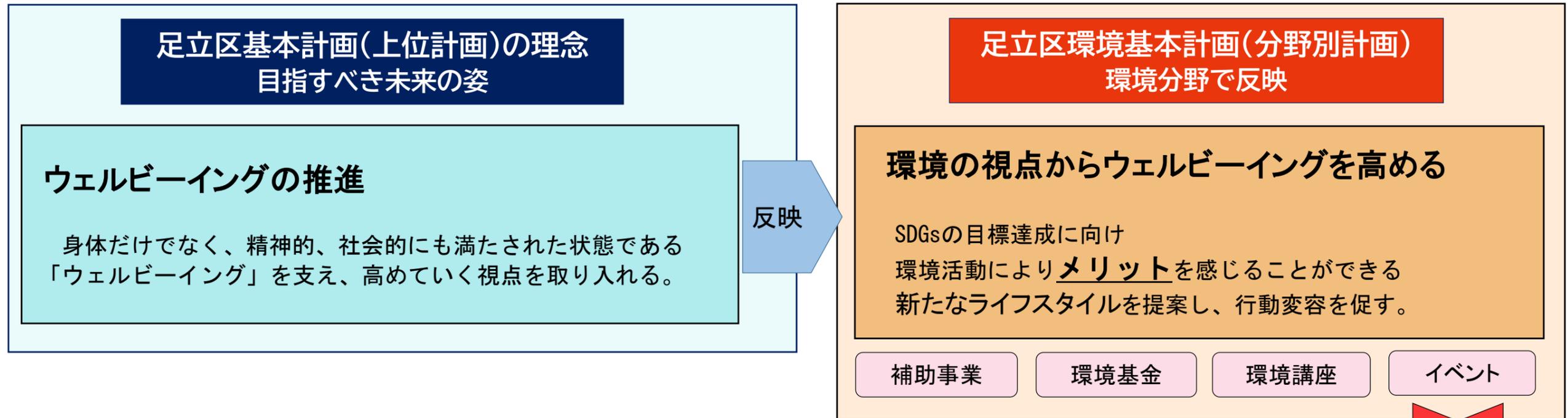


第四次足立区環境基本計画では、足立区基本計画の理念である区民の「ウェルビーイング」を環境の視点から高めていく。

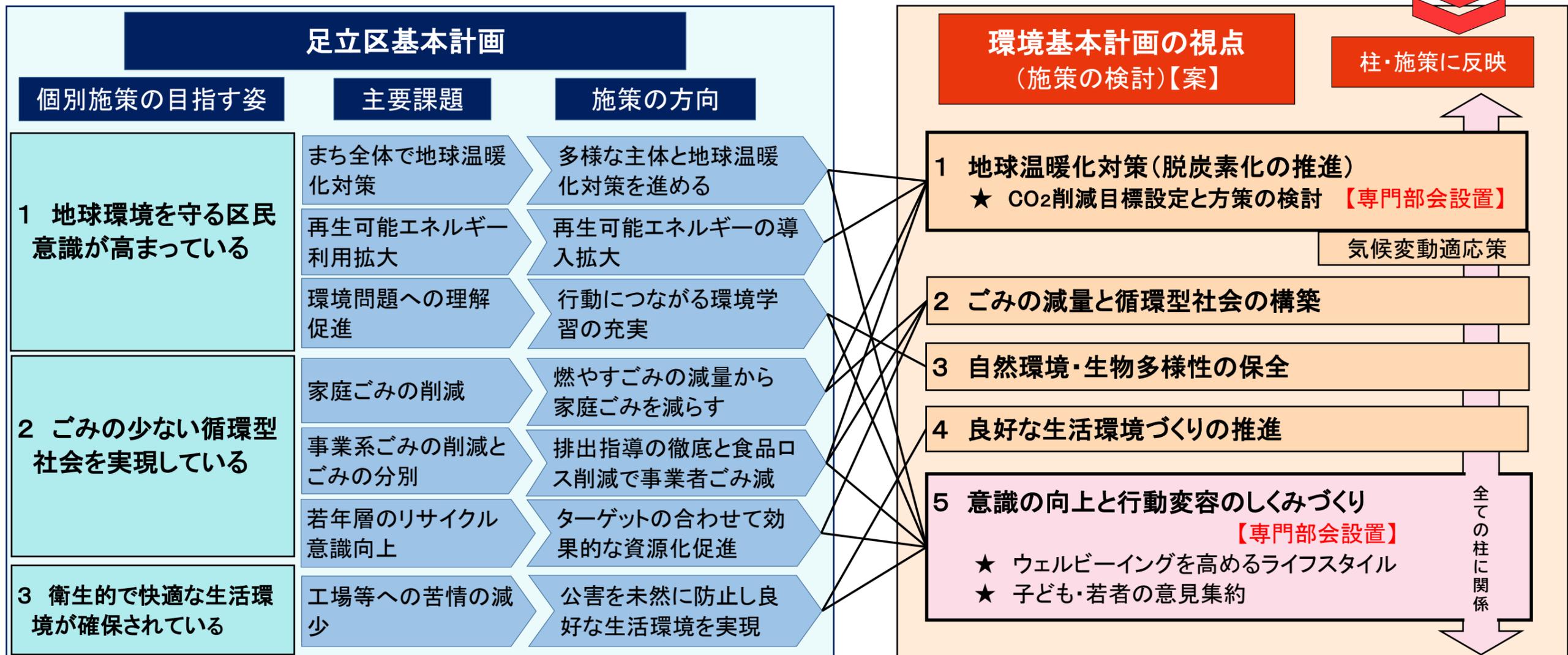
そのために補助金や講座等を活用し、新たなライフスタイルを提案、推進し、区民に行動変容を促していく。

上位計画の理念を反映させた環境基本計画の策定

1 計画の理念を環境の視点で反映

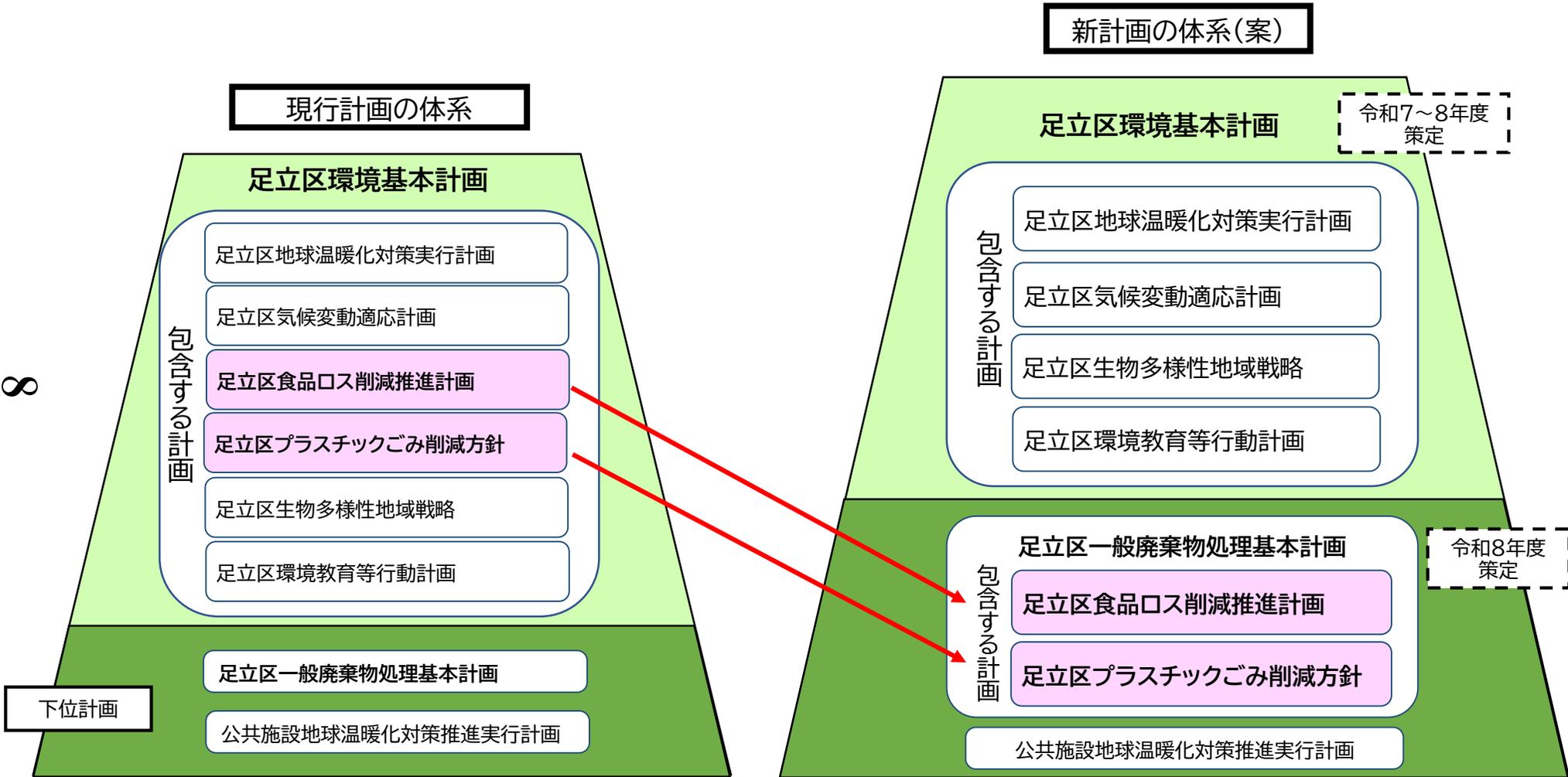


2 目指す姿の実現に向けた環境基本計画の具体的な施策検討



7

包含する計画の体系



国の計画について

1 地球温暖化対策計画

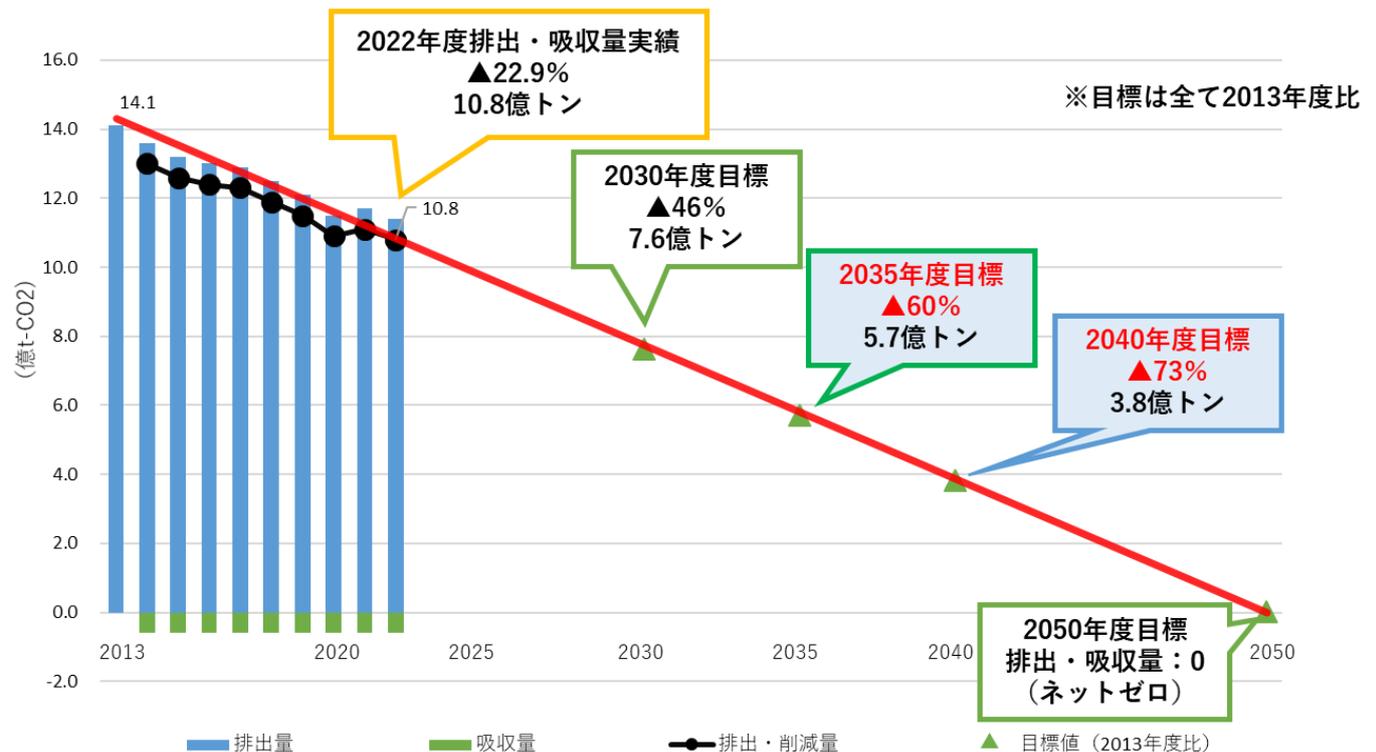
(1) 温室効果ガス削減目標

政府は2050年ネットゼロに向け、次期削減目標を設定し閣議決定した。

2035年度目標 2013年度比60%削減

2040年度目標 2013年度比73%削減

温室効果ガス排出量・削減割合の推移と新たな目標設定



(2) 地球温暖化対策計画に示される地方公共団体の役割

地域の自然的・社会的条件に応じた施策の推進

- ① 地方公共団体実行計画（足立区は環境基本計画に包含）を策定・実施
- ② 自らの事務・事業での排出削減
- ③ 地域脱炭素化促進事業を推進

(3) 足立区が連携して取り組む主な施策

- ① 省エネ住宅や食品ロス削減など脱炭素型ライフスタイルへの転換
 - ② 地方公共団体実行計画区域施策編（足立区は環境基本計画に包含）の策定及び再生可能エネルギーの効率的な導入、利用の促進
 - ③ 高断熱窓、高効率給湯器、電動商用車やペロブスカイト太陽電池等の導入支援や、自治体庁舎等への率先導入による需要創出
 - ④ Scope 3 排出量(※)削減に関する情報発信や、工場等での先端設備への更新支援など、中小企業の脱炭素への取組支援の充実
- ※ 製品の原材料調達から製造、消費、廃棄に至るまでの過程で排出される温室効果ガスの量

東京都「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」の策定について

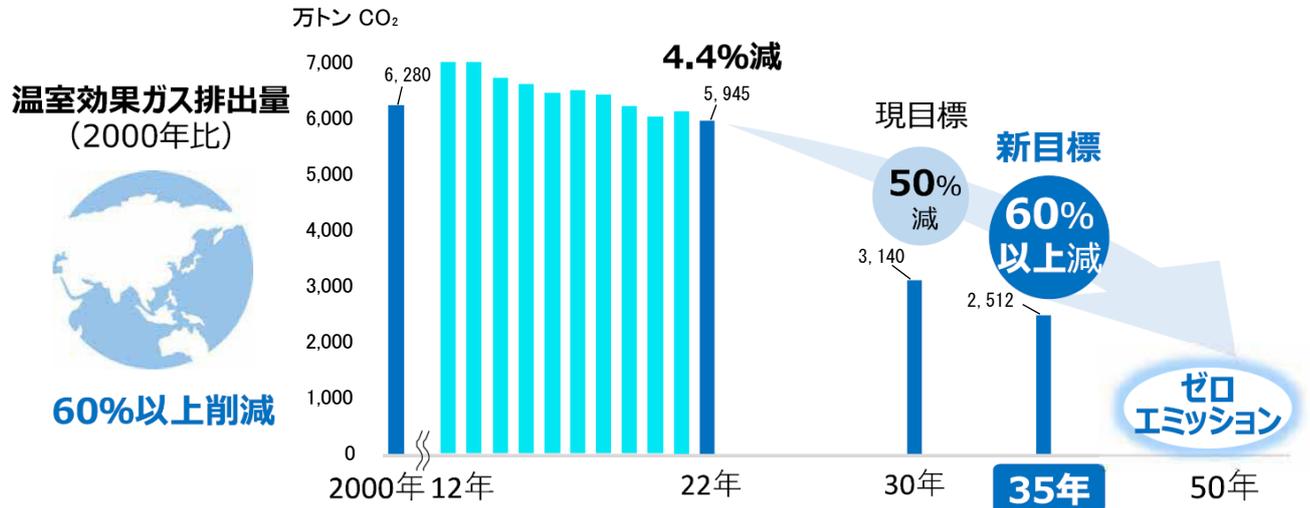
1 温室効果ガス削減目標

東京都は2050年ゼロエミッションの実現に向け、新たに2035年目標を設定した。

2035年目標 2000年比60%以上削減

(現行目標：2030年目標 2000年比50%削減)

温室効果ガス排出量・削減割合の推移と新たな目標設定



2 計画に位置付ける主な施策

東京都が削減目標の達成に向け計画に位置付ける施策のうち、足立区が連携して取り組む主な施策及び目標は以下のとおり。

(1) 再生可能エネルギーの期間エネルギー化・ゼロエミッションビルの拡大

施策	東京都 2035 年目標値
① 再生可能エネルギー電力利用	60%以上
② 太陽光発電設備導入量	350万kW
③ 家庭用蓄電池導入量	350万kWh
④ 断熱改修	385万戸
⑤ 中小企業等への省エネ設備導入	1万社

(2) ゼロエミッションモビリティの推進

施策	東京都 2035 年目標値
① 新車販売台数に占める非ガソリン車割合	100% (二輪車含む)
② 集合住宅への充電設備設置	12万口

(3) サーキュラーエコノミーへの移行

施策	東京都 2035 年目標値
① 一般廃棄物のリサイクル率	40%程度
② 食品ロス発生率 (2000年度比)	65%削減

(4) 気候変動適応策の推進

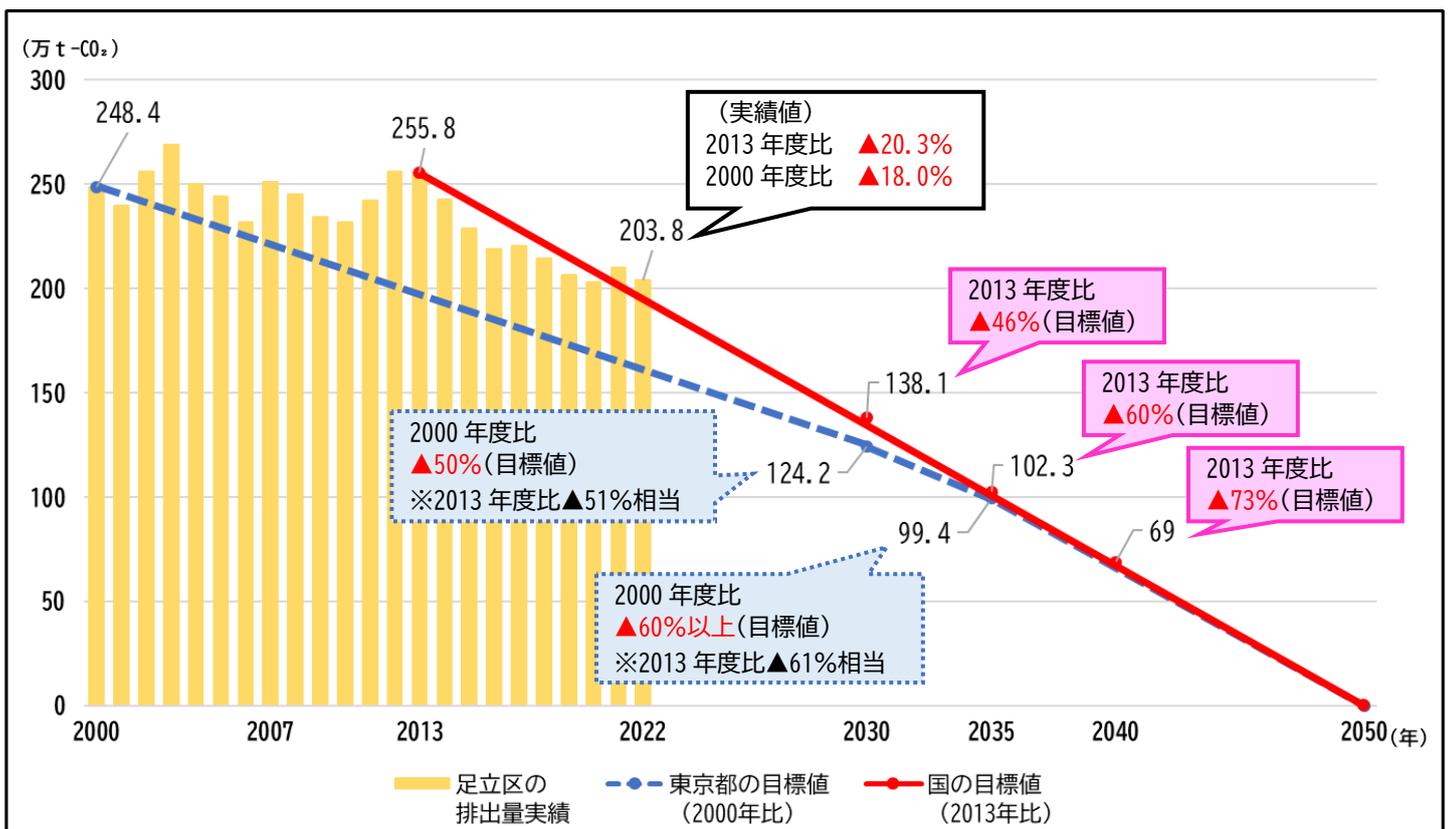
施策	東京都 2035 年目標値
① クーリングシェルター設置数	3,000施設

(参考資料 1) 国及び東京都の削減目標に沿った区の排出量見込みの推移

表は国及び東京都の基準年における区の排出量から、それぞれの目標値、目標年でのCO₂排出量の差を表している。

	国		東京都		目標値の差による 排出量の差
	目標値 (2013年度比)	区の排出量 (対目標値)	目標値 (2000年度比)	区の排出量 (対目標値)	
2030年	▲46%	138.1万トン	▲50%	124.2万トン	13.9万トン
2035年	▲60%	102.3万トン	▲60%以上	99.4万トン以下	2.9万トン
2040年	▲73%	69万トン	—	—	—
2050年	▲100%	0	▲100%	0	0

グラフは足立区のCO₂排出量実績の推移と、国及び都が新たに設定した目標に沿った2050年排出実質ゼロに至る排出削減の流れを表している。



(参考資料2) エネルギー需給の見通し

資源エネルギー庁よりエネルギー基本計画が公表された。

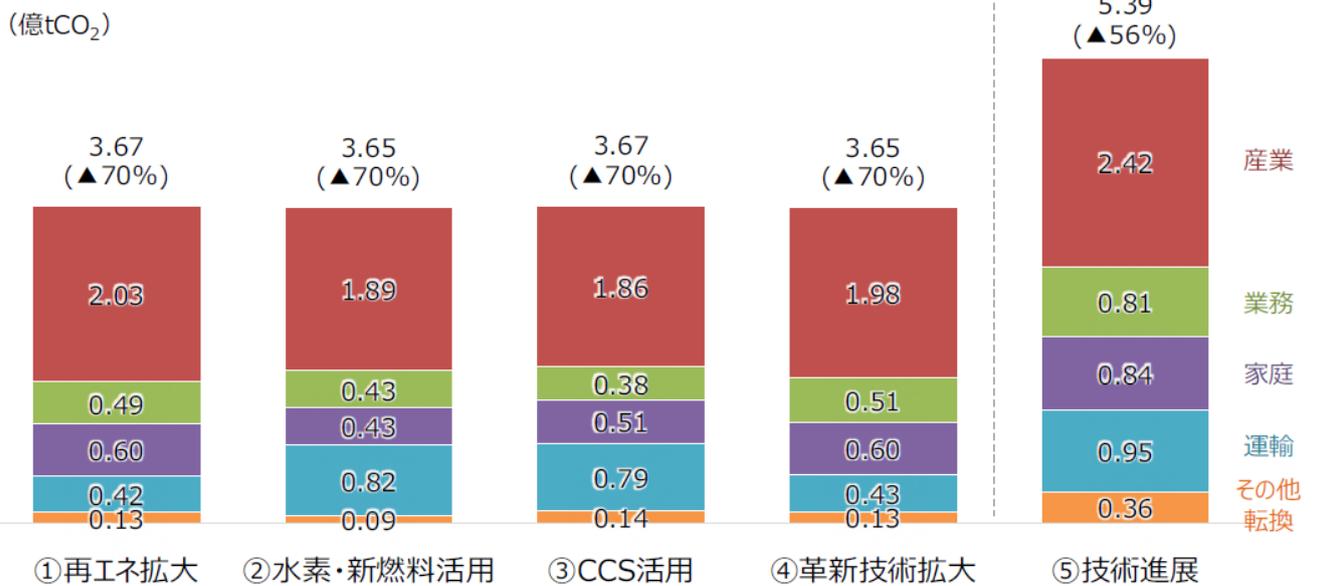
CO₂ 排出量への影響が大きいエネルギー需給の 2040 年度見通しについても示されている。

2040 年エネルギー需給の見通し作成への複数シナリオ

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、現時点で社会実装が進んでいない革新技术の普及拡大が不可欠だが、不確実性を考慮し以下の複数シナリオを設定。

- ① 既存の再エネ技術に加え、新たな再エネ技術が生まれ、拡大
(ペロブスカイト太陽電池、浮体式洋上風力等)
- ② 水素やアンモニア等新燃料の活用拡大
- ③ CCS (CO₂ の貯留) と活用の拡大
- ④ ①～③のような革新技术がコスト低減等により幅広く活用できる
- ⑤ 革新技术の活用が十分進まず、既存技術の導入拡大が進展

シナリオ別 エネルギー起源CO₂排出量 (2040年度)



電力排出係数
(kgCO₂/kWh)

全電源平均
火力平均

	①再エネ拡大	②水素・新燃料活用	③CCS活用	④革新技术拡大	⑤技術進展
全電源平均	0.04	0.03	0.00	0.04	0.13
火力平均	0.20	0.15	0.08	0.18	0.31

発電に由来する CO₂ 排出量は、部門ごとの電力需要に応じて各部門に配分。
カッコ内は 2013 年度比のエネルギー起源 CO₂ 排出削減量

区の CO₂ 排出削減量の考え方

1 現行の目標における必要削減量

現行計画において 2030 年度の CO₂ 削減目標として「2013 年度比 46%以上の削減」を掲げている。

最新の実績から 2030 年度目標の達成には 8 年間で 65.7 万トンの削減が必要。

年度	排出量(※)	増減割合 (基準年度比)	削減量 (対基準年度)
2013 (基準年度)	255.8 万トン	—	—
2022 (最新実績)	203.8 万トン	▲20.3%	52 万トン
2030 (目標年度)	138.1 万トン	▲46.0%	117.7 万トン

あと
65.7 万トン

※ 2013 および 2022 は実績、2030 は目標値。

排出量はオール東京 62 市区町村共同事業による推計値。

2 CO₂ 削減の主な要因となるもの

CO₂ 排出の削減量には技術の革新や、国や都の広域・一体的な施策による新たな技術・製品の導入促進の効果が多くを占めている。

特に前頁に示すとおり、エネルギーに関する新技術の導入と活用の拡大による影響が非常に大きい。

3 区の取り組みの位置づけ

区の施策による直接的な削減量は決して大きくない（脱炭素ロードマップの 2022 年度から 2030 年までの削減目標約 4.5 万トン）ため、65.7 万トンすべてを区の取り組みのみで削減することは困難である。

そのため、国や都の施策との連携（周知協力や補助の上乗せ）や区民への意識啓発（イベントや講座）、区の事務事業での率先行動やその PR により、目標の達成に向け、脱炭素化を進めている。

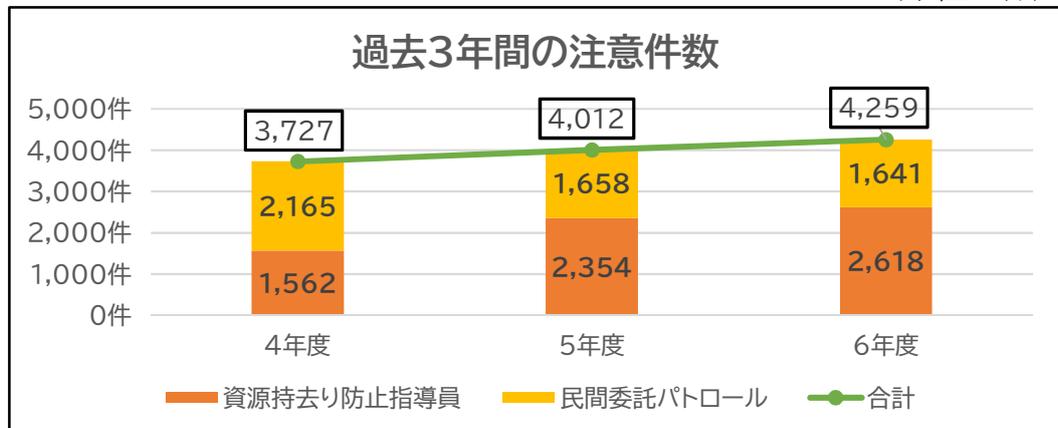
産業環境委員会報告資料

令和7年7月4日

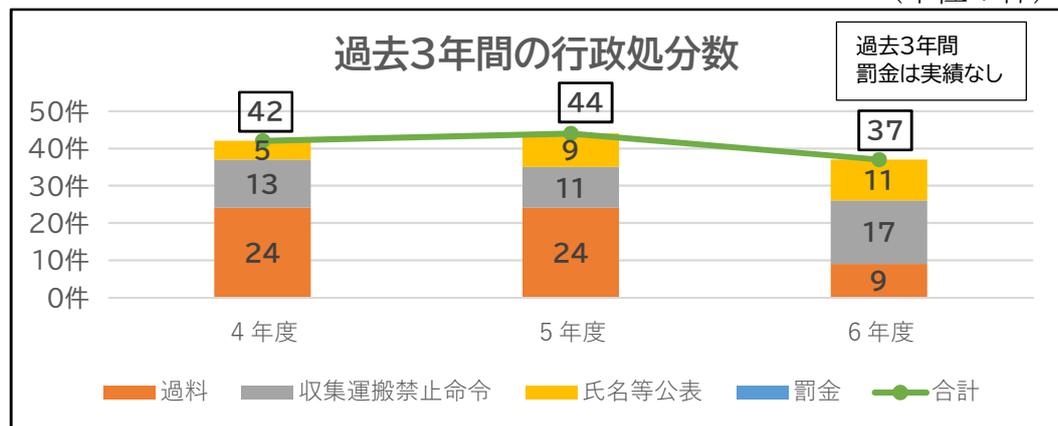
件名	資源持去り防止対策の実施結果について							
所管部課名	環境部ごみ減量推進課							
内容	令和6年度の資源持去り防止パトロールの実施結果を報告する。							
	1 パトロール体制							
	パトロール実施主体		パトロール実施日時		役割			
	資源持去り防止指導員 (会計年度任用職員) ※ 車両1台で2人体制		月曜～土曜日 午前7時から11時		持去り行為を繰り返す者に対し、警告書や収集運搬禁止命令による行政指導や過料等を科す。			
	民間委託パトロール ※ 車両1台で2人体制		【通常パトロール】 月曜～土曜日 午前4時から8時		持去り行為を発見した際に、注意喚起や条例周知、原状回復を促す。			
			【臨時パトロール】 通常パトロールの時間帯以外にパトロールを実施する場合、任意の時間帯で実施					
	2 資源持去り防止パトロール注意等の件数							
	【パトロール内訳】 (単位：件)							
		①資源持去り防止指導員					②民間	合計 ①+②
	内訳	注意 (※)	過料 (注1)	収集運搬禁止 命令(注2)	氏名等公表 (注3)	罰金 (注4)	注意 (※)	
4年度	1,562	24	13	5	0	2,165	3,769	
5年度	2,354	24	11	9	0	1,658	4,056	
6年度	2,618	9	17	11	0	1,641	4,296	
合計※	6,534	57(24)	41(11)	25(6)	0(0)	5,464	12,121	
重複処分 割合(%)	-	42%	26%	24%	-	-	-	
()内の数字は、過去3年間で同一の者に重複して行政処分を行った件数								
※ 持去られたと思われる資源を運搬している者や、これから持去り行為を行うと推認される者等に対して持去り行為を行わないよう注意・指導すること。								

行政処分	概要	悪質性
過料 (注1)	主に自転車を使用する持去り行為者に対して2,000円を徴収	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">低い</div> <div style="margin: 0 10px; text-align: center;">↑</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">高い</div> </div>
収集運搬禁止命令 (注2)	主に自動車を使用する持去り行為者に対して命令書を交付	
氏名等公表 (注3)	収集運搬禁止命令書の交付を受けたにもかかわらず、再び持去り行為を行った者の氏名等を、区役所前掲示場及び区HPに30日間掲載	
罰金 (注4)	<p>【罰金適用までのプロセス】</p> <p>1 対象者の決定 「氏名公表等の処分を繰り返し受け、職員の自宅訪問と嚴重注意後も持去り行為を行う者」を選定し、取り締まりの対象者を決定する。</p> <p>2 特別取り締まりの実施 上記1で選定した対象者に対して、警察署と連携して特別取り締まりを実施する。</p> <p>3 告発状の提出と検察による略式起訴 特別取り締まりで持去り行為が現認された場合、区が告発状を警察署に提出する。 告発状の提出後、検察による略式起訴を経て20万円以下の罰金が確定する。</p>	

(単位：件)



(単位：件)



3 令和6年度の新たな取り組み

- (1) 悪質な持去り行為者の自宅への訪問
2回以上の氏名等公表処分を受けた者の自宅を職員が直接訪問し、対面で嚴重注意を行うこととした。
- (2) 取り組みの効果
対象者6名に対して(1)の注意を実施したところ、注意以降6名全員の持去り行為は確認されず、再犯防止率は100%であった。

4 令和7年度の方針

- (1) 悪質な持去り行為者に対する「自宅訪問」と「対面注意」の継続
令和6年度に有効性を確認した「悪質な持去り行為者宅への訪問と対面注意」を継続する等、再発防止に実効性のある対策を推し進める。
- (2) 警察署との連携の継続
対面注意に従わない者や、著しく悪質性の高い持去り行為者については、引き続き区内警察署と連携して取締りを実施していく。
- (3) 生活困窮者への支援
経済事情の理由から持去り行為を行う者に対しては、生活相談のチラシを配付する等、寄り添った対応をしていく。
- (4) 警備会社への民間委託パトロール回数の増加

民間委託 臨時パトロールの変更点		
年 度	令和6年度	令和7年度
<変更点1> パトロール 実施回数	48回	80回(見込)
<変更点2> 1回の パトロール時間	4時間/回	90分/回
変更理由	ア 4時間を1単位とするパトロールは、持去り行為の通報がある「30～60分」という時間幅に対して長すぎるため、効率的なパトロール実施に課題を抱えていた。 イ 1回あたりのパトロール時間を90分に短縮することで、実施回数の増加が可能となり、より効率的かつ効果的なパトロールが期待できるため。	
変更による効果	① 柔軟なパトロール依頼が可能 ② 持去り行為の注意件数の増加 ③ 臨時パトロール単価の削減	

5 令和7年8月からの対策について

(1) 過料適用範囲の拡大

現行の運用では、自動車を使用する持去り行為者には、罰金適用を前提とした収集運搬禁止命令書の交付のみを行っていた。

8月からは収集運搬禁止命令書の交付時に併せて過料2,000円を徴収する。

持去り行為で「過料」の対象となる車両	
変更前	変更後
自転車のみ	自転車 ＋ 【追加】自動車（8月から）

(2) 資源買取業者による注意

区民の声などで名前が挙がった買取業者の協力を得て、店頭で「持去られた資源はお断り！」の旨が記載された「チラシの配布（作成中）」と「のぼり旗の掲出（過去に作成済み）」を行う。

産業環境委員会報告資料

令和7年7月4日

件名	令和6年度廃食油回収の実施結果および令和7年度の方針について																																																										
所管部課名	環境部ごみ減量推進課																																																										
内容	<p>令和6年6月から実施している廃食油回収の実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 回収実績（令和6年6月～令和7年3月分）</p> <p>初回の回収では、2か所で400リットルを超える持込みがあった。台風の影響のあった8月を除き、継続的に安定した持込みが続いている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：ℓ)</p> <table border="1" data-bbox="384 752 1430 1095"> <thead> <tr> <th>回収場所</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保塚地域学習センター</td> <td>344</td> <td>97</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>32</td> <td>40</td> <td>116</td> <td>91</td> <td>100</td> <td>58</td> <td>938</td> </tr> <tr> <td>足立清掃事務所</td> <td>63</td> <td>35</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>35</td> <td>30</td> <td>35</td> <td>40</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>306</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>407</td> <td>132</td> <td>33</td> <td>55</td> <td>67</td> <td>70</td> <td>151</td> <td>131</td> <td>120</td> <td>78</td> <td>1,244</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 5月25日号広報掲載 ② イベント効果 ③ 近隣へのチラシ配布効果</p> <p>2 イベントにおける周知・啓発</p> <p>チラシに加え、廃食油を容器に移し替える際に役立つ折り畳み式の漏斗を配布し、油の持込みの協力を呼びかけた。また、効果的な啓発のため、廃食油が航空燃料になるまでの動画を視聴できるVR体験を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="392 1442 1422 1693"> <thead> <tr> <th>出展イベント</th> <th>日程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あだち区民まつり</td> <td>令和6年 10月 12・13日</td> </tr> <tr> <td>くらしフェスタ</td> <td>令和6年 10月 26日</td> </tr> <tr> <td>ポンテポルタ千住 フードロス削減 Weeks</td> <td>令和6年 10月 27日</td> </tr> <tr> <td>千本桜まつり</td> <td>令和7年 3月 29・30日</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="443 1720 938 2051">  <p style="text-align: center;">VR体験</p> </div> <div data-bbox="975 1720 1369 2051">  <p style="text-align: center;">事業説明</p> </div> </div>	回収場所	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	保塚地域学習センター	344	97	20	40	32	40	116	91	100	58	938	足立清掃事務所	63	35	13	15	35	30	35	40	20	20	306	合計	407	132	33	55	67	70	151	131	120	78	1,244	出展イベント	日程	あだち区民まつり	令和6年 10月 12・13日	くらしフェスタ	令和6年 10月 26日	ポンテポルタ千住 フードロス削減 Weeks	令和6年 10月 27日	千本桜まつり	令和7年 3月 29・30日
回収場所	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																																
保塚地域学習センター	344	97	20	40	32	40	116	91	100	58	938																																																
足立清掃事務所	63	35	13	15	35	30	35	40	20	20	306																																																
合計	407	132	33	55	67	70	151	131	120	78	1,244																																																
出展イベント	日程																																																										
あだち区民まつり	令和6年 10月 12・13日																																																										
くらしフェスタ	令和6年 10月 26日																																																										
ポンテポルタ千住 フードロス削減 Weeks	令和6年 10月 27日																																																										
千本桜まつり	令和7年 3月 29・30日																																																										

3 現状／課題と令和7年度方針

No.	現状／課題	令和7年度方針
1	<p>あだち広報掲載や近隣へのチラシ配布等の周知を行った月以外は、回収量が比較的少ない。</p>	<p>あだち広報やチラシの周知がない月はSNSを発出し、周知が途切れないようにする。</p> <p>区民の持込みの利便性向上のため、下記を実施する。</p> <p>① 5月回収実施日より、回収窓口を2か所から5か所に拡充した（毎月第三土曜日 午前9時～12時）。</p> <p>② 7月22日（火）より、ごみ減量推進課窓口で開庁時間内に受付ける（平日 午前8時30分～午後5時）。</p> <p>⇒ 区HP・SNS、あだち広報にて周知予定</p>
2	<p>持込者の年齢層は60～70代が多い。</p>	<p>子育て世代への持込みのインセンティブになるよう、子どもの興味を引く飛行機（※）に関連するグッズの配布を検討する。</p> <p>※ 廃食油は航空燃料に再資源化するため。</p>

産業環境委員会報告資料

令和7年7月4日

件名	家庭ごみ排出量及び資源化量、資源化率について																																																								
所管部課名	環境部足立清掃事務所 環境部ごみ減量推進課																																																								
内容	<p>令和2年度から令和6年度までのごみ量（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ）及び資源化量、資源化率について、以下のとおり報告する。 令和5年度と比較すると、家庭ごみ量は減少し、資源回収量はプラスチック分別回収（モデル事業）により増加した。</p> <p>1 家庭ごみ排出量の推移及び1人1日あたりの排出量【グラフ1参照】</p> <p style="text-align: right;">（単位：t）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> <th>令和6</th> <th colspan="2">前年比</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>(t)</th> <th>(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃やすごみ</td> <td>128,519</td> <td>125,141</td> <td>122,006</td> <td>118,406</td> <td>115,357</td> <td>▲3,049</td> <td>▲2.6</td> </tr> <tr> <td>燃やさないごみ</td> <td>3,607</td> <td>3,103</td> <td>2,805</td> <td>2,677</td> <td>2,630</td> <td>▲47</td> <td>▲1.8</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>5,885</td> <td>5,755</td> <td>5,211</td> <td>4,843</td> <td>4,932</td> <td>+89</td> <td>+1.8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>138,011</td> <td>133,999</td> <td>130,022</td> <td>125,927</td> <td>122,919</td> <td>▲3,008</td> <td>▲2.4</td> </tr> <tr> <td>1人1日あたり 排出量 (g)</td> <td>547.2</td> <td>532.8</td> <td>516.2</td> <td>496.3</td> <td>482.3[※]</td> <td>▲14</td> <td>▲2.8</td> </tr> </tbody> </table>		年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	前年比							(t)	(%)	燃やすごみ	128,519	125,141	122,006	118,406	115,357	▲3,049	▲2.6	燃やさないごみ	3,607	3,103	2,805	2,677	2,630	▲47	▲1.8	粗大ごみ	5,885	5,755	5,211	4,843	4,932	+89	+1.8	計	138,011	133,999	130,022	125,927	122,919	▲3,008	▲2.4	1人1日あたり 排出量 (g)	547.2	532.8	516.2	496.3	482.3 [※]	▲14	▲2.8
	年度	令和2		令和3	令和4	令和5	令和6	前年比																																																	
							(t)	(%)																																																	
	燃やすごみ	128,519	125,141	122,006	118,406	115,357	▲3,049	▲2.6																																																	
	燃やさないごみ	3,607	3,103	2,805	2,677	2,630	▲47	▲1.8																																																	
	粗大ごみ	5,885	5,755	5,211	4,843	4,932	+89	+1.8																																																	
	計	138,011	133,999	130,022	125,927	122,919	▲3,008	▲2.4																																																	
	1人1日あたり 排出量 (g)	547.2	532.8	516.2	496.3	482.3 [※]	▲14	▲2.8																																																	
	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">【令和6年度】</td> <td style="text-align: center;">目標値</td> <td style="text-align: center;">470</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1人1日あたり排出量 (g)</td> <td style="text-align: center;">達成率</td> <td style="text-align: center;">97.4% (低減目標)</td> </tr> </table>		【令和6年度】	目標値	470	1人1日あたり排出量 (g)	達成率	97.4% (低減目標)																																																	
	【令和6年度】	目標値	470																																																						
1人1日あたり排出量 (g)	達成率	97.4% (低減目標)																																																							
<p>※ ごみ量の中には、事業系有料ごみ処理券を貼付した事業ごみを含む。</p> <p>※ 各数値は端数処理しているため、合計と一致しない場合あり。</p>																																																									
<p style="text-align: center;">家庭ごみ排出量の推移 グラフ1</p>																																																									

2 資源化量 【グラフ2参照 22 ページ】

※ 各数値は端数処理しているため、合計と一致しない場合あり。

(1) 行政回収：集積所を使用した区による回収

(単位：t)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	前年比	
						(t)	(%)
古紙	9,944	9,828	9,586	9,201	9,201	0	0
びん	4,887	4,740	4,520	4,348	4,155	▲193	▲4.4
缶	1,681	1,515	1,436	1,378	1,325	▲53	▲3.8
ペットボトル	2,862	2,944	2,982	3,059	3,099	+40	+1.3
食品トレイ	4	4	4	4		▲4	-
プラスチック					1,150	+1,150	-
計	19,378	19,031	18,528	17,990	18,930	+940	+5.2

(2) 燃やさないごみの資源化：金属や小型家電類等を選別

(単位：t)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	前年比	
						(t)	(%)
ごみ量	3,607	3,103	2,805	2,677	2,630	▲47	▲1.8
資源化量	3,267	2,814	2,542	2,412	2,373	▲39	▲1.6
資源化率	90.6%	90.7%	90.6%	90.1%	90.2%	-	+0.1

【令和6年度】 資源化率（燃やさないごみ）	目標値	90.0%
	達成率	100.2%

(3) 粗大ごみの資源化：金属や木製家具、布団等を選別

(単位：t)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	前年比	
						(t)	(%)
ごみ量	5,885	5,755	5,211	4,843	4,932	+89	+1.8
資源化量	2,013	1,880	1,683	1,563	1,578	+15	+1.0
資源化率	34.2%	32.7%	32.3%	32.3%	32.0%	-	▲0.3

【令和6年度】 資源化率（粗大ごみ）	目標値	40.0%
	達成率	80.0%

(4) 集団回収：町会、自治会等による自主的な回収

(単位：t)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	前年比	
						(t)	(%)
古紙	7,984	7,688	7,302	6,606	6,140	▲466	▲7.1
びん	1	1	1	1	1	0	0.0
缶	391	383	365	343	326	▲17	▲5.0
古布	102	99	83	78	78	0	0.0
計	8,478	8,171	7,750	7,028	6,545	▲483	▲6.9

3 資源化率【グラフ2参照】

(単位：t)

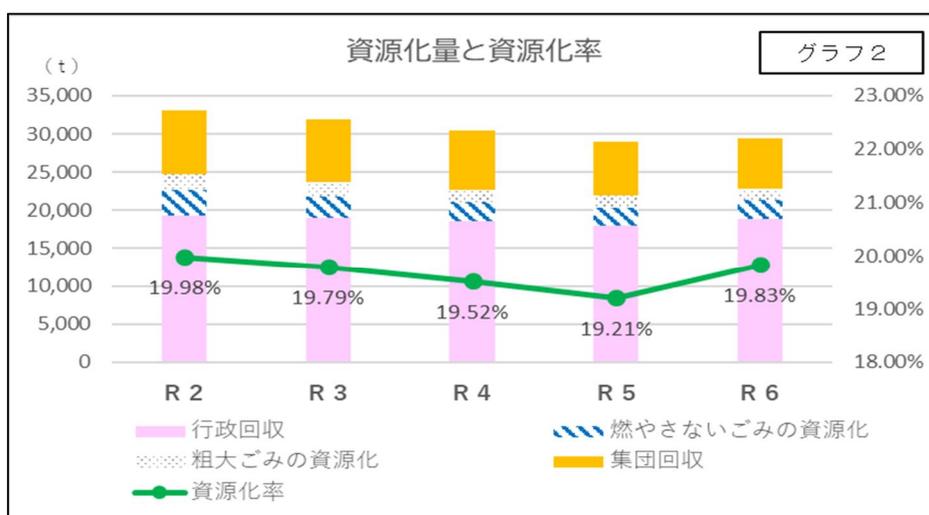
年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	前年比	
						(t)	(%)
ごみ総量	165,867	161,201	156,300	150,945	148,395	▲2,550	▲1.7
資源化量	33,136	31,896	30,503	28,993	29,426	+433	+1.5
資源化率	19.98%	19.79%	19.52%	19.21%	19.83%	-	+0.62

【令和6年度】 資源化率	目標値	21.5%
	達成率	92.2%

※ 資源化率＝資源化量÷ごみ総量

資源化量・・・資源行政回収、燃やさないごみ・粗大ごみ資源化、
集団回収

ごみ総量・・・家庭ごみ排出量、資源行政回収、集団回収



4 令和8年度プラスチック回収（区内全域実施）の推計

	令和8年度（推計）	令和6年度（再掲）
プラスチック回収量	7,563 t	1,150 t
資源化率	24.2%	19.8%

※ モデル事業の実績から推計

5 その他

- (1) 粗大ごみは、衣装ケースを令和7年4月から資源化対象品目に追加し、資源化率の向上を図る。
- (2) 更なるごみの減量及び資源化率の向上のため、プラスチック分別回収において協力を呼び掛けていく。

産業環境委員会報告資料

令和7年7月4日

件名	プラスチック分別回収モデル事業の実施状況について																																																																																																																										
所管部課名	環境部足立清掃事務所																																																																																																																										
内容	<p>1 プラスチック回収量・CO₂削減量について</p> <p>令和6年度の回収量及びCO₂削減量については、以下のとおり。 (単位：t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>回収量</th> <th>資源化量</th> <th>資源化率</th> <th>CO₂削減量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>88.83</td><td>84.36</td><td>95.0%</td><td>124.01</td></tr> <tr><td>5月</td><td>104.27</td><td>97.32</td><td>93.3%</td><td>143.06</td></tr> <tr><td>6月</td><td>95.26</td><td>84.68</td><td>88.9%</td><td>124.48</td></tr> <tr><td>7月</td><td>101.00</td><td>90.44</td><td>89.5%</td><td>132.95</td></tr> <tr><td>8月</td><td>99.19</td><td>90.03</td><td>90.8%</td><td>132.34</td></tr> <tr><td>9月</td><td>90.93</td><td>81.15</td><td>89.2%</td><td>119.29</td></tr> <tr><td>10月</td><td>99.15</td><td>87.68</td><td>88.4%</td><td>128.89</td></tr> <tr><td>11月</td><td>94.68</td><td>85.12</td><td>89.9%</td><td>125.13</td></tr> <tr><td>12月</td><td>98.97</td><td>88.56</td><td>89.5%</td><td>130.18</td></tr> <tr><td>1月</td><td>98.68</td><td>90.19</td><td>91.4%</td><td>132.58</td></tr> <tr><td>2月</td><td>84.61</td><td>74.56</td><td>88.1%</td><td>109.60</td></tr> <tr><td>3月</td><td>93.97</td><td>84.34</td><td>89.8%</td><td>123.98</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,149.54</td><td>1,038.43</td><td>90.3%</td><td>1,526.49</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 回収量と資源化量の差は、食品や紙類等の^{さんさ}残渣、金属や医療廃棄物などのリサイクルに適さないもの。</p> <p>※ CO₂削減量は、資源化量1tあたり1.47tで算出。</p> <p>※ モデル地区の回収量から、区内全域実施後の推計回収量は、7,500トン程度の見込み。</p> <div data-bbox="438 1653 1369 2089"> <p>プラスチック回収量、CO₂削減量及び資源化率</p> <table border="1"> <caption>プラスチック回収量、CO₂削減量及び資源化率 (単位: t)</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>回収量</th> <th>CO₂削減量</th> <th>資源化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>88.83</td><td>84.36</td><td>95.0%</td></tr> <tr><td>5月</td><td>104.27</td><td>97.32</td><td>93.3%</td></tr> <tr><td>6月</td><td>95.26</td><td>84.68</td><td>88.9%</td></tr> <tr><td>7月</td><td>101.00</td><td>90.44</td><td>89.5%</td></tr> <tr><td>8月</td><td>99.19</td><td>90.03</td><td>90.8%</td></tr> <tr><td>9月</td><td>90.93</td><td>81.15</td><td>89.2%</td></tr> <tr><td>10月</td><td>99.15</td><td>87.68</td><td>88.4%</td></tr> <tr><td>11月</td><td>94.68</td><td>85.12</td><td>89.9%</td></tr> <tr><td>12月</td><td>98.97</td><td>88.56</td><td>89.5%</td></tr> <tr><td>1月</td><td>98.68</td><td>90.19</td><td>91.4%</td></tr> <tr><td>2月</td><td>84.61</td><td>74.56</td><td>88.1%</td></tr> <tr><td>3月</td><td>93.97</td><td>84.34</td><td>89.8%</td></tr> </tbody> </table> </div>	月	回収量	資源化量	資源化率	CO ₂ 削減量	4月	88.83	84.36	95.0%	124.01	5月	104.27	97.32	93.3%	143.06	6月	95.26	84.68	88.9%	124.48	7月	101.00	90.44	89.5%	132.95	8月	99.19	90.03	90.8%	132.34	9月	90.93	81.15	89.2%	119.29	10月	99.15	87.68	88.4%	128.89	11月	94.68	85.12	89.9%	125.13	12月	98.97	88.56	89.5%	130.18	1月	98.68	90.19	91.4%	132.58	2月	84.61	74.56	88.1%	109.60	3月	93.97	84.34	89.8%	123.98	計	1,149.54	1,038.43	90.3%	1,526.49	月	回収量	CO ₂ 削減量	資源化率	4月	88.83	84.36	95.0%	5月	104.27	97.32	93.3%	6月	95.26	84.68	88.9%	7月	101.00	90.44	89.5%	8月	99.19	90.03	90.8%	9月	90.93	81.15	89.2%	10月	99.15	87.68	88.4%	11月	94.68	85.12	89.9%	12月	98.97	88.56	89.5%	1月	98.68	90.19	91.4%	2月	84.61	74.56	88.1%	3月	93.97	84.34	89.8%
	月	回収量	資源化量	資源化率	CO ₂ 削減量																																																																																																																						
	4月	88.83	84.36	95.0%	124.01																																																																																																																						
	5月	104.27	97.32	93.3%	143.06																																																																																																																						
	6月	95.26	84.68	88.9%	124.48																																																																																																																						
	7月	101.00	90.44	89.5%	132.95																																																																																																																						
	8月	99.19	90.03	90.8%	132.34																																																																																																																						
	9月	90.93	81.15	89.2%	119.29																																																																																																																						
	10月	99.15	87.68	88.4%	128.89																																																																																																																						
	11月	94.68	85.12	89.9%	125.13																																																																																																																						
	12月	98.97	88.56	89.5%	130.18																																																																																																																						
	1月	98.68	90.19	91.4%	132.58																																																																																																																						
	2月	84.61	74.56	88.1%	109.60																																																																																																																						
	3月	93.97	84.34	89.8%	123.98																																																																																																																						
	計	1,149.54	1,038.43	90.3%	1,526.49																																																																																																																						
月	回収量	CO ₂ 削減量	資源化率																																																																																																																								
4月	88.83	84.36	95.0%																																																																																																																								
5月	104.27	97.32	93.3%																																																																																																																								
6月	95.26	84.68	88.9%																																																																																																																								
7月	101.00	90.44	89.5%																																																																																																																								
8月	99.19	90.03	90.8%																																																																																																																								
9月	90.93	81.15	89.2%																																																																																																																								
10月	99.15	87.68	88.4%																																																																																																																								
11月	94.68	85.12	89.9%																																																																																																																								
12月	98.97	88.56	89.5%																																																																																																																								
1月	98.68	90.19	91.4%																																																																																																																								
2月	84.61	74.56	88.1%																																																																																																																								
3月	93.97	84.34	89.8%																																																																																																																								

2 プラスチック分別回収（モデル事業）の中で確認できた課題と対策

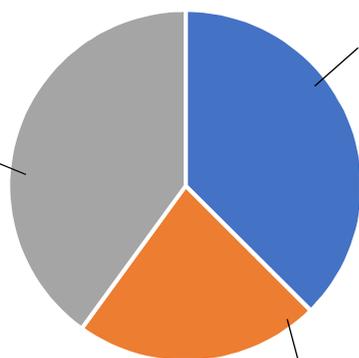
課 題	対 策
プラスチックの保管方法（容積を減らす）対策	(1) トレーの四隅に切れ込みを入れ平らにして重ねる。 (2) 同じ形状の容器を重ねる。
風等による飛散対策	(1) 燃やすごみ収集時に使用する防鳥ネット（周囲に重りが入っているもの）の活用
生ごみや紙おむつの臭い対策（特に夏場など）	(1) 生ごみ ア 水切りの徹底 イ 生ごみ処理機の活用 (2) 紙おむつ ア 袋に入れてしっかり口を結ぶ イ 密閉構造容器の活用 (3) 消臭・防臭剤の使用（コーヒーやお茶の出がらしを乾燥させても消臭効果がある）

3 今後の方針

- (1) 回収量等の実績や分別方法等について、随時、区ホームページやSNS等を活用し、周知を図る。
- (2) モデル事業の課題や対策等について、区内全域実施に反映していく。

産業環境委員会報告資料

令和7年7月4日

件名	プラスチック分別回収に係る世論調査（小規模調査）の結果について																						
所管部課名	環境部足立清掃事務所																						
内容	<p>令和6年4月から実施中のプラスチック分別回収を行っている地域（千住、新田、小台・宮城地域）に在住の方等を対象に、分別に関する意識について別添の世論調査を実施したので、その概要について報告する。今後の区内全域実施に向けた対応に活かしていく。</p> <p>1 調査概要</p> <p>(1) 調査の時期 令和6年9月27日（金）から令和6年10月25日（金）まで</p> <p>(2) 調査対象者</p> <table border="1" data-bbox="454 907 1481 1355"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">対象者数</th> <th colspan="2">回答者数</th> <th rowspan="2">回答なし</th> </tr> <tr> <th>郵送回答</th> <th>インターネット回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般抽出者 ※1</td> <td>1,000人</td> <td>404人</td> <td>122人</td> <td>474人</td> </tr> <tr> <td>区政モニター ※2</td> <td>199人</td> <td>46人</td> <td>147人</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,199人 (100%)</td> <td>450人 (38%)</td> <td>269人 (22%)</td> <td>480人 (40%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 一般抽出者：千住、新田、宮城・小台地域在住の18歳以上の個人 ※2 区政モニター：千住、新田、宮城・小台地域以外を含む</p> <div data-bbox="454 1473 1407 2060"> <p>調査対象者 1,199人 内 回答者 719人 (60%)</p>  <p>郵送回答者数 450人 (38%)</p> <p>インターネット回答者数 269人 (22%)</p> <p>回答なし 480人 (40%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 郵送回答 ■ インターネット回答 ■ 回答無し </div>		対象者数	回答者数		回答なし	郵送回答	インターネット回答	一般抽出者 ※1	1,000人	404人	122人	474人	区政モニター ※2	199人	46人	147人	6人	計	1,199人 (100%)	450人 (38%)	269人 (22%)	480人 (40%)
	対象者数			回答者数			回答なし																
		郵送回答	インターネット回答																				
一般抽出者 ※1	1,000人	404人	122人	474人																			
区政モニター ※2	199人	46人	147人	6人																			
計	1,199人 (100%)	450人 (38%)	269人 (22%)	480人 (40%)																			

(3) 主な調査項目

ア プラスチック分別のモデル実施を知ったきっかけ

イ プラスチックを分別できる（と思う）程度、分別できない（と思う理由）

ウ ごみの収集曜日や分別方法などの周知方法

2 調査結果の3つのポイント

(1) プラスチック分別回収の開始の認知度

「知っている」 : 96.1%※

（令和5年度調査では、66.3%が「知らない」と回答）

(2) プラスチックを分別できると思う程度

「ほぼ分別できる」 : 58.9%

「ある程度分別できる」 : 30.8%

(3) 分別回収のデメリット

「保管スペースが必要」 : 56.9%※

「分ける・洗う等の手間」 : 51.2%※

※ いずれも、モデル実施地域の回答

3 抽出された課題と今後の取組み（主な項目を抜粋）

別紙のとおり

4 今後の方針

課題に対する取組みを着実に実行するため、綿密な事業計画を策定するとともに、区内全域実施に向けた効果的な周知活動を行っていく。

1 「プラスチックを分別できる」ようにするための情報発信

抽出された課題	今後の取組み
若年層（18歳～30歳代）の認知度が低いため周知の必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> 1 若年層が集まる駅周辺地域等において情報発信等を行う（あだちスマイルビジョンやデジタルサイネージ等の利用も検討）。 2 若年層は、SNSで必要な情報を得ることが多いことから、定期的にSNSで情報発信を行う。 3 イベント等で「プラ分別クイズ」を実施する。
プラスチックに分別できるもの、できないもの、プラスチックを排出するときの注意点を、分かりやすく説明することが求められている。	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民説明会の質疑応答の時間においては、分別に迷う製品の実物を提示して説明する。 2 プラスチックに分別される具体的な品目や、プラスチックの洗い方・出し方を、動画等を使い分かりやすく情報発信する。 3 あだち広報の記事、全戸配布する分別冊子・チラシ、住民説明会の資料等では、モデル実施における検証を踏まえ、質問の多い具体的な品目ごとの分別の仕方を掲載する。特に、どの程度汚れを落とせば良いのか等の取り扱いについては、判断基準を簡潔かつ丁寧に説明する。

2 分別できるが「手間がかかり面倒」な方への情報発信

抽出された課題	今後の取組み
プラスチックをリサイクルすることによりCO ₂ 削減が進み、環境問題への解決に繋がることを丁寧に説明し、区民の理解を促進していく必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> 1 モデル実施の住民説明会で使用した「プラスチックリサイクルの事業展開や意義」を説明するパワーポイントを、全区展開の内容へ変更するとともに、令和5年度製作の動画をわかりやすく再編集して、住民説明会で上映していく。 2 区民のリサイクル意識を促進するため、モデル実施におけるリサイクル量やCO₂削減量など「見える成果」をあだち広報や区ホームページ等で公表していく。

3 分別に伴う「不満・不便」に向けた対応

抽出された課題	今後の取組み
プラスチック分別回収のモデル実施について理解は得られているものの、家庭内での保管方法や臭い等の対策について周知する必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> 1 特にプラスチックの保管方法や生ごみ、紙おむつ等のおい対策については区ホームページ等に、生ごみ処理機・コンポスト化容器購入費補助金のご案内や、生ごみ、紙おむつの臭い対策を掲載する。 2 住民説明会は、区民の理解と協力をいただくために、区民の不満や不安を受け止める機会として質疑応答の時間を十分に設けていく。またその内容をQ&A一覧として次の住民説明会で資料として配布し、区ホームページにも掲出する。

産業環境委員会報告資料

令和7年7月4日

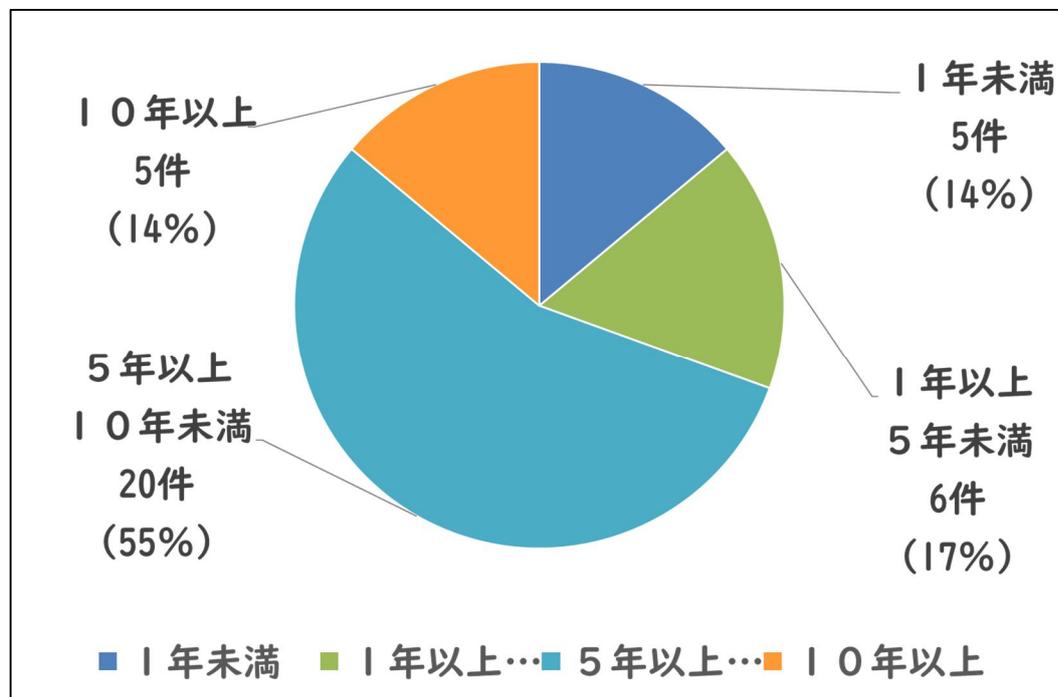
件名	ごみ屋敷対策の実施結果について																														
所管部課名	環境部生活環境保全課																														
内容	<p>令和6年度のごみ屋敷対策の実施結果について、以下の通り報告する。</p> <p>1 令和6年度のごみ屋敷対策の対応状況について</p> <p>ごみ屋敷対策は、ごみ屋敷要支援者への支援に重点を置き、ごみ屋敷対策相談医、福祉や保健センター等関係機関と連携しながら取組みを進めている。</p> <p>(1) 相談受付及び解決累計件数</p> <table border="1" data-bbox="391 1265 1444 1512"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■年度当初件数</td> <td>50件</td> <td>46件</td> <td>47件</td> <td>47件</td> <td>39件</td> </tr> <tr> <td>■新規受付</td> <td>19件</td> <td>30件</td> <td>25件</td> <td>32件</td> <td>33件</td> </tr> <tr> <td>●解決件数</td> <td>23件</td> <td>29件</td> <td>25件</td> <td>40件</td> <td>36件</td> </tr> <tr> <td>●未解決件数</td> <td>46件</td> <td>47件</td> <td>47件</td> <td>39件</td> <td>36件</td> </tr> </tbody> </table> <p>■年度当初件数 ■新規受付 ●解決件数 ●未解決件数</p> <p>※ ごみ屋敷未解決案件36件の内訳については次ページ参照</p>		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	■年度当初件数	50件	46件	47件	47件	39件	■新規受付	19件	30件	25件	32件	33件	●解決件数	23件	29件	25件	40件	36件	●未解決件数	46件	47件	47件	39件	36件
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度																										
■年度当初件数	50件	46件	47件	47件	39件																										
■新規受付	19件	30件	25件	32件	33件																										
●解決件数	23件	29件	25件	40件	36件																										
●未解決件数	46件	47件	47件	39件	36件																										

(2) 未解決案件の現状 (表内の () は、美観上課題のある案件数)
 令和6年度末におけるごみ屋敷未解決案件36件の状況内訳及び要因
 については、以下のとおりである。

ア 年数要因別分類

年 数	件 数	要 因
10年以上	5件 (3件)	土地等権利問題、介入拒否など
9年	4件 (3件)	物への執着、介入拒否など
8年	2件 (1件)	物への執着、介入拒否など
7年	8件 (0件)	土地等権利問題、物への執着など
6年	3件 (3件)	物への執着、介入拒否など
5年	3件 (1件)	介入拒否など
4年	1件 (0件)	介入拒否など
3年	1件 (0件)	物への執着、介入拒否など
2年	1件 (0件)	介入拒否など
1年	3件 (0件)	介入拒否など
1年未満	5件 (0件)	片付け実施中、介入拒否など
合 計	36件 (11件)	

イ 年数別割合



ウ 分析

未解決案件36件のうち、指導期間が5年以上に及ぶ割合は25件と全体の69%を占めている。前年度の割合は64%であり、指導及び支援の長期化が年々増加傾向にある。

(3) 美観上問題のあるごみ屋敷事案

美観上問題のあるごみ屋敷とは、「家屋の外までごみがあふれるなど周囲に特に影響のあるごみ屋敷」であり、ごみ屋敷未解決案件36件の中には、美観上問題のある案件が11件含まれている。

令和2年度から令和6年度までに44件を解決することを目標とし、令和6年度末時点で累計33件が解決済みである。

(美観上問題のあるごみ屋敷の状況)

	解決件数	未解決件数
令和2年度	10件	34件
令和3年度	8件	26件
令和4年度	6件	20件
令和5年度	6件	14件
令和6年度	3件	11件

2 ごみ屋敷対策において表面化した課題について

ごみ屋敷要支援者が心身や生活面の課題を抱えているなど、ごみの処分
の課題以外にも複合的な課題を抱えている案件が多数存在しており、指導
及び支援が長期化・困難化している。

(1) ごみ屋敷対策相談医との連携

医療面の課題（とりわけ精神面）を抱える要支援者が一定程度存在
し、対応の長期化がみられる。

このため、令和5年度から精神科医（綾瀬こころのクリニック）への
相談委託を開始し、職員の相談を通じて、精神科医の専門的な視点が入
ることにより、要支援者への適切な対応と支援につなげている。

【令和6年度職員相談実績 15件】

(2) 重層的支援体制整備事業による連携

複合的な課題を抱えるごみ屋敷要支援者に対し、福祉や保健センター
など庁内連携体制（重層的支援体制）による支援を実施している。

【令和6年度支援会議検討実績 7件】

3 生活環境保全審議会（※）の開催結果について

令和6年度は2回（令和6年10月25日、令和7年3月14日開催）
開催した。

(1) 諮問の内容

ごみ屋敷の片付けに係る「支援」について 2件

(2) 答申内容（結果）

2件とも支援を「可」とする。

※ 生活環境保全審議会とは
ごみ屋敷の支援及び対応方針について審議するため、区長の附属機関として設置。原則、年2回の開催（緊急時は随時開催）。
委員は12名 弁護士、医師、学識経験者、区職員等

4 情報発信について

要支援者の生活再建を優先的に考える「足立区モデル」のごみ屋敷対策を様々な方法でPRした。

(1) 足立区のごみ屋敷に関する周知動画の作成及び配信

(令和6年4月5日公開)

YouTube 足立区公式チャンネル「動画 de あだち」

<https://youtu.be/o3imtA5WISk>



周知動画二次元コード

令和7年5月末現在、Youtubeにおける周知動画再生回数は、
2,387回である。

(2) テレビ、新聞等の取材

テレビ番組での紹介 1社

新聞掲載 19社

(3) 行政視察等 8件

(4) 研修・講演等 7件

5 今後の方針

年々増加傾向にある「ごみ屋敷要支援者が抱える複合的課題への支援」をより一層強化する。これまでの寄り添い支援に加え、ごみ屋敷対策相談医や重層的支援体制整備事業との連携、さらには地域包括支援センター等の庁内外関係機関との一体的な支援連携を通じて、必要に応じた支援策を検討、実施していく。

産業環境委員会報告資料

令和7年7月4日

件名	落書き対策の実施結果について																																													
所管部課名	環境部生活環境保全課																																													
内容	<p>落書き対策について、ビューティフル・ウインドウズ運動の一環として「落書きゼロ」をめざし取り組んできた。</p> <p>令和6年度の落書き対策の実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 落書き対応状況【令和6年度実績】 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="424 721 1501 1312"> <thead> <tr> <th rowspan="2">落書き箇所</th> <th colspan="2">点検</th> <th>通報</th> <th rowspan="2">合計</th> <th rowspan="2">消去済</th> <th rowspan="2">対応 継続中 (次年度 繰越分)</th> </tr> <tr> <th>夏季</th> <th>年末年始</th> <th>落書き 110番等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民有地等</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>19</td> <td>29</td> <td>27</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>区管理施設</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>40</td> <td>52</td> <td>52</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>国・都</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>33</td> <td>43</td> <td>42</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>道路・鉄道・ 電気事業者等</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>54</td> <td>65</td> <td>63</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24</td> <td>19</td> <td>146</td> <td>189</td> <td>184</td> <td>※1 5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 令和7年3月末時点の次年度繰越分5件については、令和7年6月末現在消去済み4件、対応継続中1件（民有地1件）であり、引き続き早期消去に向けて対応していく。</p> <p>2 今後の方針</p> <p>「落書きゼロ」をめざし、区のイメージアップに寄与する取り組みを実施する。</p> <p>(1) 刑法犯発生状況を踏まえた重点点検箇所（別紙1-1、1-2参照）について、年2回（夏季及び年末年始）の落書き点検を実施するなど、引き続き迅速な落書き消去と防止に取り組んでいく。</p> <p>(2) SNSやあだち広報などを通じ、「落書きは犯罪（※2）である」旨のアピールや区民に「落書き110番」の通報を呼びかけるなど、落書きをしない・させないための啓発を行う。</p> <p>※2 刑法第260条（建築物等損壊及び同致死傷）、刑法第261条（器物損壊罪等）等にあたる。</p>	落書き箇所	点検		通報	合計	消去済	対応 継続中 (次年度 繰越分)	夏季	年末年始	落書き 110番等	民有地等	7	3	19	29	27	2	区管理施設	5	7	40	52	52	0	国・都	7	3	33	43	42	1	道路・鉄道・ 電気事業者等	5	6	54	65	63	2	合計	24	19	146	189	184	※1 5
落書き箇所	点検		通報	合計	消去済				対応 継続中 (次年度 繰越分)																																					
	夏季	年末年始	落書き 110番等																																											
民有地等	7	3	19	29	27	2																																								
区管理施設	5	7	40	52	52	0																																								
国・都	7	3	33	43	42	1																																								
道路・鉄道・ 電気事業者等	5	6	54	65	63	2																																								
合計	24	19	146	189	184	※1 5																																								

重点点検エリア

別紙1-1

北千住駅周辺



竹ノ塚駅周辺



西新井駅周辺・西新井大師周辺



綾瀬駅周辺



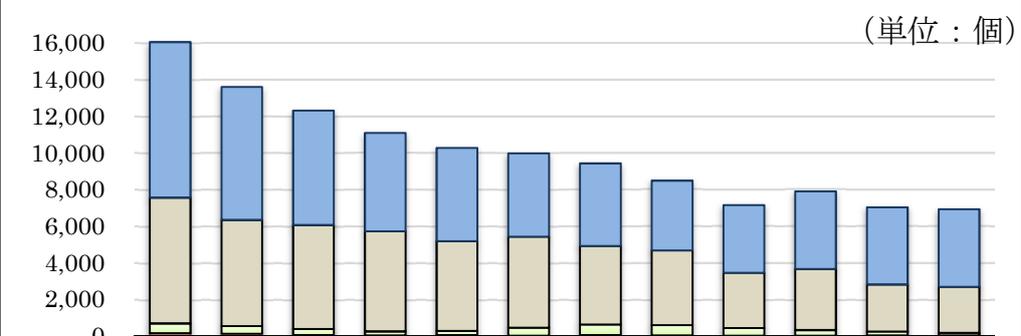
重点点検エリア

別紙1-2



産業環境委員会報告資料

令和7年7月4日

件名	不法投棄対策の実施結果について																																																																																																																								
所管部課名	環境部生活環境保全課 都市建設部交通対策課																																																																																																																								
内容	<p>令和6年度不法投棄対策の実施結果について以下のとおり報告する。</p> <p>1 不法投棄対策の状況</p> <p>令和6年度の足立区不法投棄処理個数は6,933個であり、前年度比で1.4%減となった。開始年度（平成25年度）以降、減少傾向を維持している。</p> <p>(1) 不法投棄処理個数の実績</p> <p>不法投棄物の大半は自転車とごみであり、全体の97%を占めている。特に自転車の不法投棄等の約80%が駅周辺で発生しており（そのうち約半数は北千住・西新井・竹ノ塚・綾瀬の各駅周辺）、不法投棄場所の傾向が過去のデータより明らかとなっている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：個)</p> <table border="1" data-bbox="470 1003 1388 1429"> <thead> <tr> <th>場所種別</th> <th>区道</th> <th>公園</th> <th>集積所</th> <th>私有地</th> <th>合計</th> <th>対前年度増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車</td> <td>4,163</td> <td>29</td> <td>6</td> <td>33</td> <td>4,231</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>ごみ</td> <td>784</td> <td>778</td> <td>778</td> <td>178</td> <td>2,518</td> <td>-49</td> </tr> <tr> <td>家電</td> <td>22</td> <td>13</td> <td>86</td> <td>8</td> <td>129</td> <td>-86</td> </tr> <tr> <td>バイク</td> <td>49</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>55</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,018</td> <td>826</td> <td>870</td> <td>219</td> <td>6,933</td> <td>-99 (-1.4%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 不法投棄処理個数の年度別推移</p> <p style="text-align: right;">(単位：個)</p>  <table border="1" data-bbox="391 1848 1412 2060"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■自転車</td> <td>8,484</td> <td>7,251</td> <td>6,240</td> <td>5,363</td> <td>5,080</td> <td>4,538</td> <td>4,502</td> <td>3,802</td> <td>3,688</td> <td>4,236</td> <td>4,206</td> <td>4,231</td> </tr> <tr> <td>□ごみ</td> <td>6,863</td> <td>5,787</td> <td>5,675</td> <td>5,465</td> <td>4,899</td> <td>4,969</td> <td>4,293</td> <td>4,078</td> <td>3,022</td> <td>3,338</td> <td>2,567</td> <td>2,518</td> </tr> <tr> <td>□家電</td> <td>541</td> <td>427</td> <td>323</td> <td>211</td> <td>232</td> <td>435</td> <td>580</td> <td>564</td> <td>417</td> <td>306</td> <td>215</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>■バイク</td> <td>162</td> <td>131</td> <td>69</td> <td>54</td> <td>63</td> <td>33</td> <td>57</td> <td>47</td> <td>27</td> <td>30</td> <td>44</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16,050</td> <td>13,596</td> <td>12,307</td> <td>11,093</td> <td>10,274</td> <td>9,975</td> <td>9,432</td> <td>8,491</td> <td>7,154</td> <td>7,910</td> <td>7,032</td> <td>6,933</td> </tr> </tbody> </table>	場所種別	区道	公園	集積所	私有地	合計	対前年度増減	自転車	4,163	29	6	33	4,231	25	ごみ	784	778	778	178	2,518	-49	家電	22	13	86	8	129	-86	バイク	49	6	0	0	55	11	合計	5,018	826	870	219	6,933	-99 (-1.4%)		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	■自転車	8,484	7,251	6,240	5,363	5,080	4,538	4,502	3,802	3,688	4,236	4,206	4,231	□ごみ	6,863	5,787	5,675	5,465	4,899	4,969	4,293	4,078	3,022	3,338	2,567	2,518	□家電	541	427	323	211	232	435	580	564	417	306	215	129	■バイク	162	131	69	54	63	33	57	47	27	30	44	55	合計	16,050	13,596	12,307	11,093	10,274	9,975	9,432	8,491	7,154	7,910	7,032	6,933
場所種別	区道	公園	集積所	私有地	合計	対前年度増減																																																																																																																			
自転車	4,163	29	6	33	4,231	25																																																																																																																			
ごみ	784	778	778	178	2,518	-49																																																																																																																			
家電	22	13	86	8	129	-86																																																																																																																			
バイク	49	6	0	0	55	11																																																																																																																			
合計	5,018	826	870	219	6,933	-99 (-1.4%)																																																																																																																			
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																																																																																													
■自転車	8,484	7,251	6,240	5,363	5,080	4,538	4,502	3,802	3,688	4,236	4,206	4,231																																																																																																													
□ごみ	6,863	5,787	5,675	5,465	4,899	4,969	4,293	4,078	3,022	3,338	2,567	2,518																																																																																																													
□家電	541	427	323	211	232	435	580	564	417	306	215	129																																																																																																													
■バイク	162	131	69	54	63	33	57	47	27	30	44	55																																																																																																													
合計	16,050	13,596	12,307	11,093	10,274	9,975	9,432	8,491	7,154	7,910	7,032	6,933																																																																																																													

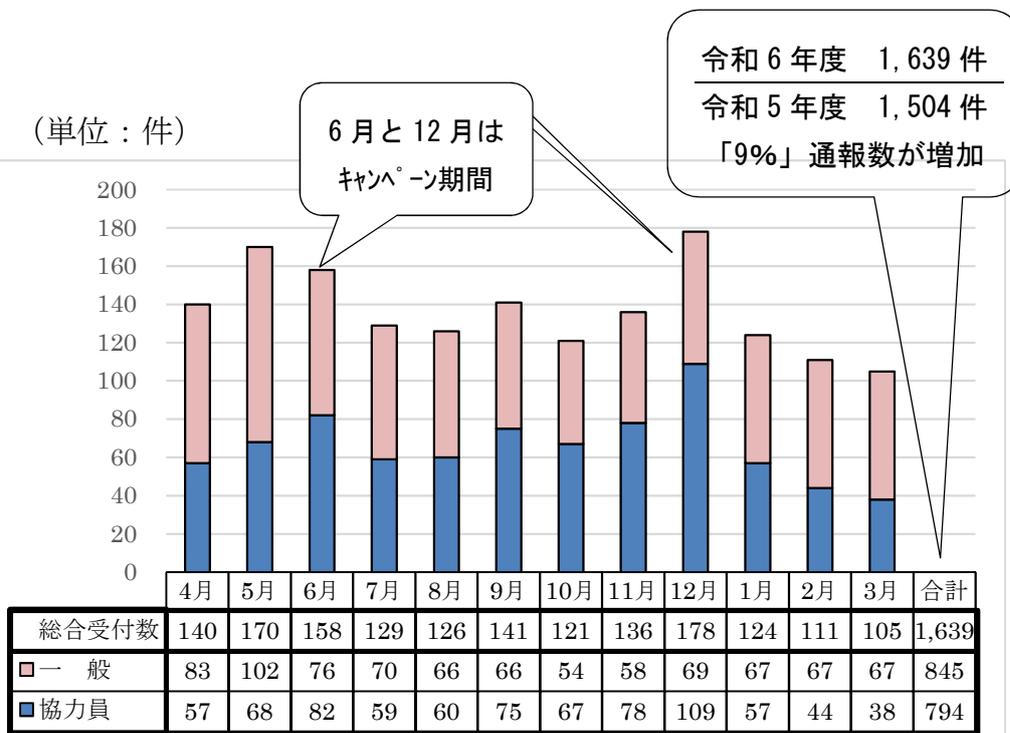
2 不法投棄総合窓口（以下、不法投棄110番）の受付実績

(1) 不法投棄110番の年間受付件数

令和6年度の総合窓口受付件数は1,639件であり、前年度比で9%増加した。6月と12月は「不法投棄防止強化月間」に取組み、通報件数が増加した。

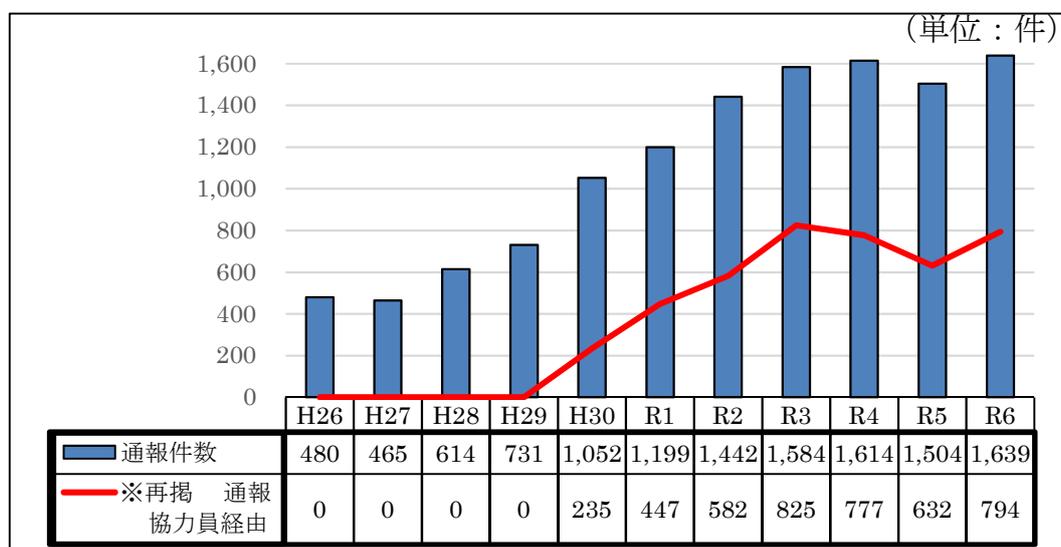
約半数が不法投棄通報協力員（以下、通報協力員）の通報であり、通報協力員との連携が浸透している。

(単位：件)



(2) 不法投棄110番の年度推移

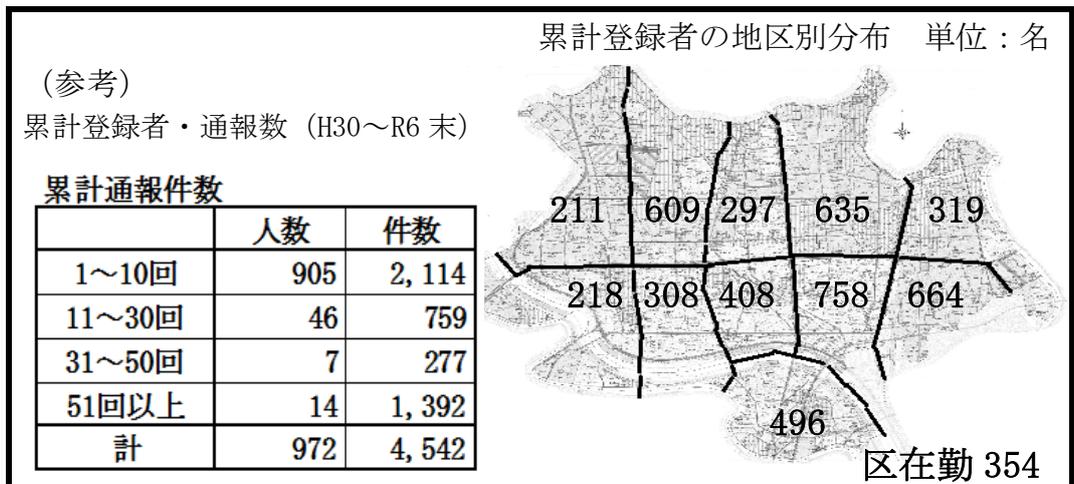
令和6年度に1,639件の通報があり、令和3年度以降は年間1,500件を超えている。通報協力員による通報割合は増加傾向にある。



3 不法投棄通報協力員の状況

区民からの通報が不法投棄の早期発見・早期解決に大きな役割を果たしており、令和6年度は209名の新規登録者を達成したが、通報協力員へのアンケートにより登録者を整理した結果、924名の辞退者があった。

令和6年度	通報協力員
当初登録者数	5,068名
新規登録者数	+209名
辞退者数	-924名
年度末登録者数	4,353名



※ 年間の通報回数が30回を超えるゴールド会員は20名

4 その他、令和6年度 of 取組み

(1) 不法投棄一掃・防止キャンペーン

毎年度、不法投棄の増加が見込まれる時期(6・12月)に「不法投棄防止強化月間」として、不法投棄一掃・防止キャンペーンを行った。期間中、通報した方には啓発品の贈呈等、さらなる通報を呼び掛けた結果、通報数は前年度を上回った。

【不法投棄一掃・防止キャンペーンの実績】

実施期間	令和6年度通報件数()は令和5年度		
	協力員	一般	合計
第一弾 令和6年5月30日 ～6月30日	100件 (66件)	85件 (94件)	185件 (160件)
第二弾 令和6年12月1日 ～12月31日	109件 (70件)	69件 (59件)	178件 (129件)
合計	209件 (136件)	154件 (153件)	363件 (289件)

※ キャンペーン期間中の通報数は通常時より増える傾向にある。

【参考】強化月間の各周知

区内各所への啓発ポスター掲示、通報した方への啓発グッズ贈呈など、積極的な取り組みを実施した。

〈庁有車への貼付〉



〈横断幕の掲出〉



北千住ペDESTロリアンデッキ

〈ポスターの掲出（商業施設）〉



アリオ西新井

〈啓発グッズ〉



保冷バッグ（6月）
タンブラー（12月）

(2) 不法投棄防止物品無償貸与（通年）

個人敷地内で不法投棄の被害を受けた区民に、各種看板やセンサーライト等の貸し出しを行い、不法投棄を繰り返さない環境への支援を実施した。

物 品 名	令和5年度 実績	令和6年度 実績
不法投棄防止看板	325 枚	311 枚
ポイ捨て禁止看板	134 枚	91 枚
防犯カメラ型センサーライト	163 個	106 個
簡易型センサーライト	67 個	55 個
合 計	689 個	563 個



各種不法投棄防止看板・
防犯カメラ型センサーライト（参考写真）

(3) 各関係機関との連携支援

東京都産業廃棄物対策課と連携し、産業廃棄物運送業者の違反行為への対応・対策を実施した。

5 不用自転車無料引取台数（平成26～令和6年度）

平成26年度に区内4か所から開始し、令和7年3月31日現在、移送所4か所、駐輪場9か所で引き取りを行っている。

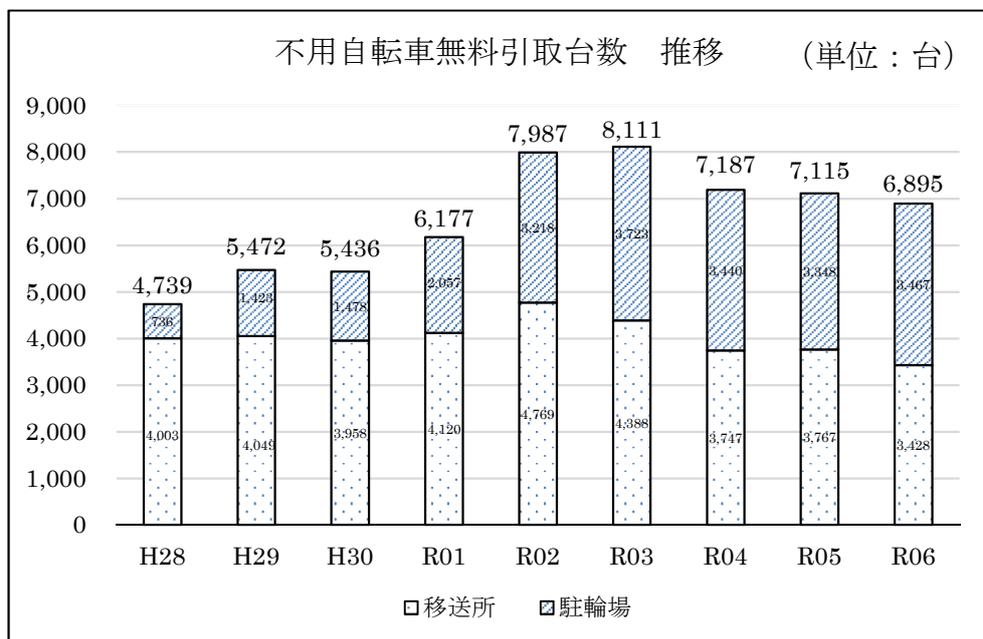
【移送所（4か所）】

	移送所名	住所
1	扇	扇一丁目1先
2	北綾瀬	谷中一丁目8-10
3	竹の塚	東伊興三丁目18-7
4	中央本町	足立四丁目16-19先

【駐輪場（9か所）】

	駐輪場名	住所
1	北千住南	千住旭町42-3
2	五反野北	足立四丁目17-25先
3	関屋	千住曙町42-1
4	千住大橋	千住橋戸町107-1
5	大師前	西新井一丁目16-15
6	竹の塚西	西竹の塚二丁目12-2
7	竹の塚東	竹の塚六丁目16-9先
8	西新井	梅田八丁目14先
9	六町駅	六町四丁目1-25

令和6年度の実績台数は前年度比で220件の減（前年度比3.0%減）となったが、高い数値を維持している。



6 今後の方針

- (1) 区民の通報は不法投棄対策において重要な役割を担っており、早期発見・早期解決に直結する。引き続き、通報協力員との強い連携を進めていく。
- (2) 新たに令和7年度は、通報回数に応じた啓発品の贈呈を拡充するなど、通報協力員のモチベーションや意識を高め、通報協力員一人ひとりの通報数を上げていく取組みを実施する。
- (3) 「気軽に通報、速やかに対応」を推進するため、引き続きLINEを活用した通報を積極的に呼びかけていく。

産業環境委員会報告資料

令和7年7月4日

件名	公害苦情相談と環境調査結果について																																																								
所管部課名	環境部生活環境保全課																																																								
内容	<p>令和6年度公害苦情相談と環境調査結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 公害苦情相談</p> <p>工場や建設作業等に伴う騒音、振動等の指導や配慮のお願いをしている。</p> <p>(1) 公害現象別受付件数</p> <p>前年度比で受付件数は減少したが、令和2年度以降、ライフスタイルの多様化により公害苦情受付件数は400件を超え、騒音苦情が全体の過半数を占めている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="406 884 1428 1131"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>騒音※1</th> <th>振動※2</th> <th>悪臭※3</th> <th>粉じん※4</th> <th>ばい煙※5</th> <th>その他※6</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5</td> <td>259</td> <td>50</td> <td>54</td> <td>66</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>令和6</td> <td>243</td> <td>48</td> <td>52</td> <td>49</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>405</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>-16</td> <td>-2</td> <td>-2</td> <td>-17</td> <td>-4</td> <td>-4</td> <td>-45</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 騒音：カラオケや建設現場の作業等に伴う不快な音 ※2 振動：工場や建設現場の機械作業等に伴う不快な揺れ ※3 悪臭：飲食店や工場等からの不快な臭い ※4 粉じん：主に建設現場からの（砂）埃 ※5 ばい煙：野焼き（ごみ等の野外焼却）の煙 ※6 その他：地盤沈下、工場の操業時間など</p> <p>(2) 発生源別受付件数</p> <p>前年度比で減少したが、建設作業と一般に対する苦情が全体の8割を占めている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="406 1579 1428 1825"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>工場</th> <th>指定作業場※1</th> <th>建設作業※2</th> <th>一般※3</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5</td> <td>65</td> <td>10</td> <td>206</td> <td>169</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>令和6</td> <td>37</td> <td>17</td> <td>204</td> <td>147</td> <td>405</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>-28</td> <td>+7</td> <td>-2</td> <td>-22</td> <td>-45</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 指定作業場：産業廃棄物積替保管施設、ガソリンスタンド等への苦情 ※2 建設作業：解体・建設工事に関する苦情 ※3 一般：近隣関係トラブルやカラオケ店舗等への苦情</p>	年度	騒音※1	振動※2	悪臭※3	粉じん※4	ばい煙※5	その他※6	合計	令和5	259	50	54	66	13	8	450	令和6	243	48	52	49	9	4	405	増減	-16	-2	-2	-17	-4	-4	-45	年度	工場	指定作業場※1	建設作業※2	一般※3	合計	令和5	65	10	206	169	450	令和6	37	17	204	147	405	増減	-28	+7	-2	-22	-45
年度	騒音※1	振動※2	悪臭※3	粉じん※4	ばい煙※5	その他※6	合計																																																		
令和5	259	50	54	66	13	8	450																																																		
令和6	243	48	52	49	9	4	405																																																		
増減	-16	-2	-2	-17	-4	-4	-45																																																		
年度	工場	指定作業場※1	建設作業※2	一般※3	合計																																																				
令和5	65	10	206	169	450																																																				
令和6	37	17	204	147	405																																																				
増減	-28	+7	-2	-22	-45																																																				

2 環境調査結果

環境調査はいずれも環境基準を満たし、良好な状態を維持している。

(1) 大気調査

調査は年2回（1回あたり1週間）、7地点（1地点あたり2回）で実施。いずれの物質も環境基準を満たしていた。

主な調査物質（SPM（浮遊粒子状物質）・NO₂（二酸化窒素））の結果は下表のとおり。

道路区分	地点	道路	第1回 (令和6年6月 14日～20日)		第2回 (令和6年11月21 日～27日、12月4 日～10日)		環境基準
			SPM (mg/m ³)	NO ₂ (ppm)	SPM (mg/m ³)	NO ₂ (ppm)	
高速道路	梅田一丁目	首都高速 中央環状線	0.015	0.019	0.011	0.018	SPM 0.100 mg/m ³ 以下
都道	新田二丁目	環状7号線	0.016	0.020	0.012	0.021	
	中央本町五丁目	環状7号線	0.016	0.019	0.010	0.021	NO ₂ 0.06ppm 以下
	大谷田三丁目	環状7号線	0.014	0.019	0.011	0.021	
	江北六丁目	尾久橋通り	0.015	0.018			
	千住桜木一丁目	墨堤通り	0.015	0.017	0.009	0.021	
	西綾瀬四丁目	補助140号線	0.014	0.014	0.008	0.017	

※ SPM(浮遊粒子状物質)：大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が10 μm以下のもの、気管に入りやすく健康への影響がある。

※ NO₂(二酸化窒素)：自動車の排気ガスに含まれ、呼吸器に悪影響を与える。

※ 江北六丁目（尾久橋通り）の第2回測定は、測定地点の改装工事により測定できなかった。今後、工事の状況により測定を判断する。

(2) 環境大気中ダイオキシン類調査

調査は8月と2月の年2回（1回あたり1週間）3地点で実施。測定値は環境基準を大きく下回っている状況が続いている。

(単位:pg-TEQ/m³ 年平均値)

年度	鹿浜	竹の塚	東和	環境基準
令和5	0.018	0.023	0.028	0.6以下
令和6	0.013	0.0096	0.0089	

(3) 一般大気環境中アスベスト調査

調査は11月の年1回（3日間）、南花畑地域（※）で実施。測定値は、都内の他地点の測定結果と同程度である。

(単位：本/リットル)

年度	南花畑 1	南花畑 2	参 考
令和 5	0.17	0.13	都内の他地点での測定結果は、 0.037～0.37 の範囲にある。
令和 6	0.081	0.12	

※ 工場や工事現場、幹線道路等の影響がない近接している2地点（花保中学校屋上・花保小学校屋上）を選定（調査方法は、環境省アスベストモニタリングマニュアルに基づく）

(4) 自動車騒音常時監視

調査は年1回12区間（区内の国道、都道、首都高速道路）で実施。幹線道路沿いの住宅ごとの騒音レベルを推定し環境基準を達成している戸数の割合を求める調査。環境基準達成率は、昼間と比較して夜間では減少している。

(環境基準達成率)

年度	全対象戸数 (戸)	昼		夜	
		環境基準 達成戸数	達成率 %	環境基準 達成戸数	達成率 %
令和 5	9,764	9,147	93.7	8,670	88.8
令和 6	15,390	15,104	98.1	13,404	87.1

※ 年度毎に調査対象区間は異なる。

(5) 河川水質調査

調査は年4回（4・7・10・1月）、区内8河川1用水11地点で実施。類型指定されている河川の水質は、環境基準（BOD: 5 mg/ℓ以下、DO: 5 mg/ℓ以上）を満たしている。

(河川水質調査)

年平均値(抜粋)

物質	BOD(mg/ℓ)環境基準5以下		DO(mg/ℓ)環境基準5以上	
年度	綾瀬川・内匠橋	荒川・鹿浜橋	綾瀬川・内匠橋	荒川・鹿浜橋
令和 5	2.2	1.7	5.6	6.5
令和 6	2.7	2.5	5.5	7.4

※【BOD（生物化学的酸素要求量）】

水中の有機物を分解するのに必要な酸素の量、値が少ないほど水質がよい

※【DO（溶存酸素量）】

水中に溶け込んでいる酸素の量、値が大きいくほど水質がよい

(6) 放射線量測定

雨天を除く毎開庁日に区内4地点で放射線量測定を行った。測定結果は全ての測定地点で区の指標値（地上50cm 0.25 μSv/h）を下回っており、長期的に見ると減少傾向にある。なお、区の指標値以上の値になった場合は、低減対策を実施する。

(放射線定点測定) 年平均値 (地上 50cm) (単位: $\mu\text{Sv/h}$)

年度	区立中央公園	東部保健センター	足立清掃事務所	足立清掃事務所 曙分室
令和 5	0.06	0.07	0.06	0.06
令和 6	0.06	0.07	0.06	0.07

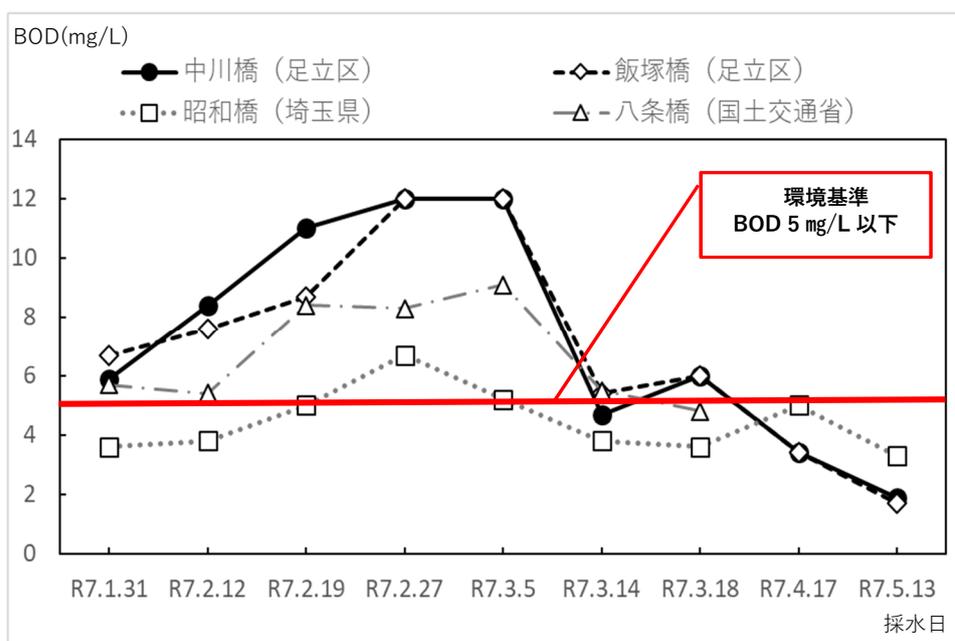
(7) 中川河川事故対応

令和 7 年 1 月 28 日に発生した八潮市道路陥没事故に伴う下水道汚水放流に対して、区では緊急的に週 1 回、汚水が流入した中川の水質検査を実施した (1 月 31 日から 3 月 18 日まで)。

下水道汚水放流 (埼玉県が実施、1 月 29 日から 3 月 3 日まで) に伴う国土交通省・埼玉県・足立区の水質検査対応は下表のとおり。

機関	検査実施内容
国土交通省	3 地点 (八条橋含む) で検査 期間: 1 月 29 日から 3 月 26 日の毎日実施 ※ 3 月 26 日で検査終了
埼玉県	3 地点 (昭和橋含む) で検査 期間: 1 月 29 日から 3 月 26 日の毎日実施 ※ 4 月から週 1 回実施に変更
足立区	2 地点 (中川橋・飯塚橋) で検査 期間: 1 月 31 日から 3 月 31 日の間で計 7 回実施 ※ 4 月から月 1 回実施に変更

下水道汚水放流後の中川における BOD 値の推移



3 今後の方針

公害苦情相談対応や環境調査は継続実施し、区民の安全・安心な生活環境を支えていく。また、各調査結果は、環境事業データ集（令和6年度実績版）として、令和7年9月までに区ホームページに掲載する。